

令和 4 年 9 月例会次第（令和 4 年 9 月 24 日開催）

1、会長挨拶

2、新型コロナワクチン接種についての行政からの説明

3、報告事項

【会員の状況】 令和 4 年 8 月

(1) 会員の状況

A会員：143 名、 B会員：163 名、 合計：306 名

(2) B 会員の退会

楠川^{くすかわ} 順也^{じゅんや} 先生、仲口^{なかぐち} 孝浩^{たかひろ} 先生、林^{はやし} 叔隆^{しゅんりゅう} 先生
八木^{やまぎ} 崇文^{たかふみ} 先生、伊藤^{いとう} 博信^{ひろのぶ} 先生 以上 淡海医療センター 8/31 付
乃田^{のた} 浩光^{ひろみつ} 先生 済生会滋賀県病院 8/31 付

【総 務 部】

[総 務]

(1) With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直し……（総務資料 1） p. 1

(2) 令和 5 年版医師日記（手帳）の申込みについて

例年のとおり日本医師会から医師日記の斡旋案内があったので、必要な会員は下記により各地域医師会事務局まで申込みいただきたい。

1. 体 裁 前年度と同様 95×160 mm 羊皮スウェード（濃紫色）透明カバー付
2. 価 格 1 冊 2,300 円（今回の申込み以降個人で申請の場合は 2,500 円）
3. 申 込 各地域医師会事務局へ現金を添えて申込み
（9 月 30 日までに草津栗東医師会事務局へ）
4. 配布予定 令和 4 年 12 月中旬

(3) 日本医師会医師年金アンケート（認知度調査）への協力について

日本医師会が、日本医師会年金（医師年金）の普及推進策を検討するためのデータ収集を目的に、医師年金制度のアンケート（認知度調査）を実施される。

本調査について、より多くの医師に回答いただきたい旨の協力依頼があったので、日本医師会の会員非会員問わず調査へご協力願いたい。

- ・回答方法：以下の URL から回答（県医師会会報 9 月号に QR コードを掲載）
<https://forms.gle/Qud6sTdnjoCJjzX67>
- ・回答締切：令和 4 年 10 月 31 日入力分迄
- ・問合せ先：日本医師会 年金福祉課 TEL：03-3942-6487（直）（平日 9：30～17：00）

(4) 令和4年度 医療機能情報提供制度に基づく医療機能情報の定期報告について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 84 号）により、医療法の一部が改正され、平成 19 年 4 月 1 日から医療機能情報提供制度が施行されたことに伴い、本県においても、毎年度、県内のすべての医療機関を対象に、医療機能情報の定期報告を実施し、報告された内容が県庁ホームページの「滋賀県救急医療情報システム（医療ネット滋賀）」において掲載されているところである。

ついては、令和 4 年度定期報告について、各保健所長から各医療機関管理者宛てに依頼されているので、ご承知のうえ適切に対応いただくようお願いする。

(5) 独立行政法人医薬品医療機器総合機構が実施する健康被害救済制度について

標記の健康被害救済制度は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく公的制度であり、医薬品の副作用等により入院が必要な程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費・医療手当・障害年金などの給付を行うものである。

医薬品の副作用等で健康被害に遭われた方が適切に救済給付を受けるためには、国民だけでなく医療関係者においても同制度が広く認知される必要がある。実施主体である独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）では、全国規模での同制度の広報を実施されているところであり、日本医師会を通じて本会へも周知依頼があった。

下記、同機構のホームページに同制度の概要が掲載されているので、今一度ご確認いただき適切にご対応いただきたい。また、同制度のリーフレット等や出前講座をオンラインで受講できるeラーニングの開設等、様々な情報も掲載されているのでご活用されたい。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構 HP

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-suff39erers/0001.html>

(6) 第 223 回臨時時代議員会・表彰式・受章者顕彰会の開催について

令和 4 年 12 月 8 日（木）琵琶湖ホテル

- ・第 223 回臨時時代議員 14：30～16：00
- ・表彰式 16：15 から半時間程度開催
- ・受章者顕彰会 17：00～

(7) 令和 4 年度滋賀県医師会医療従事者表彰について……………（総務資料 2） p. 44

9 月 6 日一斉ファックス済み。10 月 7 日（金）期限。草津栗東医師会事務局まで。

(8) 第 38 回滋賀医学会総会の開催について……………（総務資料 3） p. 46

と き 令和 4 年 11 月 12 日（土）14：30～18：00

ところ 琵琶湖ホテル 3 階「瑠璃」（Web 配信併用）

テーマ 神経疾患の最新治療

(9) 「日医かかりつけ医機能研修制度令和 4 年度応用研修会(Web 講習会)」について

(再)……………（総務資料 4） p. 47

第 3 回 10 月 30 日（日）10:00～17:15

〔Web 講習受講申込期間 10 月 6 日（木）13:00～10 月 24 日（月）12:00〕

申し込みは添付資料の通り。

(10) パワーハラスメント防止措置の義務化について（再周知） ……（総務資料 5） p. 52

本年 4 月から「職場におけるパワーハラスメント防止対策」が中小企業においても義務化されていますので、改めて各医療機関、団体において対策の実施をお願いします。

(11) 顔認証付きカードリーダーの紙申請とりまとめについて……………（総務資料 6） p. 54

顔認証付きカードリーダーは、医療機関等向けポータルサイトから申請いただくことになっておりますが、ポータルサイトへのアクセスが困難な医療機関にも速やかに申請いただけるよう、紙による申請を期間限定で受付することです。別添様式により、草津栗東医師会でとりまとめますので、10 月 5 日（水）までに提出してください。

(12) 通院中の健診未受診者に対する受診勧奨について ……………（総務資料 7） p. 55

滋賀県医療保険課から、通院中の健診未受診者に対する受診勧奨について協力依頼があった。県内市町国保の特定健診未受診者のうち約 5 割が、生活習慣病で通院中だが、「通院中のた

め健診不要」と考える方が多く、健診受診に至っていないことから、『通院中であっても健診は必要』というメッセージを患者に伝えるための取り組みをすすめたい。
については、受診勧奨リーフレットを、健診実施機関宛に 10 月上旬に発送するので、
診察時にリーフレットを患者にお渡しいただく等、可能な範囲で患者に健診受診についてお
声掛け願いたい。

(13) 滋賀県看護協会からの研修会の案内について…………… (総務資料 8) p. 59

- ①令和 4 年度診療所・病院の外来部門で働く看護職のための認知症対応力向上研修
- ②第 25 回滋賀県看護学会
- ③滋賀県看護協会 会員募集案内

(14) 滋賀医科大学 病診連携の推進に係る意見交換会の開催について(再)

令和 4 年 9 月 27 日までに事務局へお知らせください。…………… (総務資料 9) p. 62

(15) 滋賀県在宅医療推進サポート事業 研修のご案内…………… (総務資料 10) p. 65

(16) びわ湖あさがおネット サイバーセキュリティ対策講習会のご案内 (総務資料 11) p. 76

(17) 2022 年度 第 3 回 認知症の医療と福祉の連携 IN 守山・野洲開催について
…………… (総務資料 12) p. 78

(18) 日本医師会 「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした
研修会」の開催について…………… (総務資料 13) p. 80

(19) 後期高齢者医療制度の見直しに便乗した詐欺の被害防止の協力について
…………… (総務資料 14) p. 83

【学 術 部】

[医 療 安 全]

(1) 医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No. 189 温めたタオルによる熱傷」について

静脈穿刺前の血管拡張や温罨法のため温めたタオルを使用した際、患者に熱傷をきたした事例が
16 件報告されているのでご留意願いたい (集計期間：2018 年 1 月 1 日～2022 年 6 月 30 日)。

なお、事例が発生した医療機関の取り組み等について、以下のとおりお知らせするので、自施設
に合った取り組みを検討していただきたい。

〔事例が発生した医療機関の取り組み〕

- ・患者の皮膚に温めたタオルが直接当たらないように、カバーや別のタオルで包む
- ・温罨法を実施している際は、定期的(5 分毎など)に温めている部位を観察をする。

詳細は、公益財団法人 日本医療機能評価機構 HP を参照

<https://www.med-safe.jp/>

(2) 「使用上の注意」の改訂について

下記医薬品の使用上の注意事項が改訂された。詳細は、厚生労働省 HP に掲載されているのでご
確認いただきたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000204124_00007.html

☆令和 4 年 8 月 30 日付け

- ①ヒドロキシクロロキン流酸塩
重大な副作用 (新設)：肝機能障害
- ②ラムシルマブ (遺伝子組換え)
重大な副作用 (新設)：血栓性微小血管症

【保 険 部】

- (1) 後期高齢者医療の窓口負担割合の見直し等に係る医療機関等向けの周知事項について 【日医発第 996 号】（県医師会報 9 月号の 44 ページに掲載済）
- (2) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う診療報酬明細書の計算事例の追加について 【日医発第 994 号】（県医師会報 9 月号の 45～46 ページに掲載済）
- (3) 後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しに伴う配慮措置に係る事務処理等について
※手書きで診療報酬請求書等を作成する医療機関は本事務連絡の内容をご確認願いたい
- (4) 看護の処遇改善並びにオンライン資格確認の導入の原則義務化及びこれに伴う診療報酬上の加算の取扱いについて 【日医発第 1090 号】
（「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」に関する部分を県医師会報 9 月号 39～40 ページに掲載済）
- (5) 「医療情報・システム基盤整備体制充実加算の取扱いに関する疑義解釈資料（その 1）」について 【日医発第 1091 号】
（県医師会報 9 月号の 40～43 ページに掲載済）
- (6) 疑義解釈資料（その 23）について 【日医発第 993 号】
（県医師会報 9 月号の 46～47 ページに掲載済）
- (7) 検査料の点数の取扱いについて 【日医発第 875 号】
（新たに保険適用が認められた検査—令和 4 年 8 月 1 日適用—）
（県医師会報 9 月号の 47～48 ページに掲載済）（日医雑誌 10 月号にも掲載される予定）
※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/tekiyo/>
- (8) 検査料の点数の取扱いについて（令和 4 年 8 月 24 日適用） 【日医発第 1021 号】
（県医師会報 9 月号の 48～49 ページに掲載済）（日医雑誌 11 月号にも掲載される予定）
※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」のコーナーに掲載済
- (9) 使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について 【日医発第 971 号】
（県医師会報 9 月号の 49～51 ページに掲載済）（日医雑誌 10 月号にも掲載される予定）
※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済
<https://www.med.or.jp/japanese/members/iryo/iyaku/>
- (10) 注射用 HCG5,000 単位「F」、同 10,000 単位「F」等の医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項について 【日医発第 1022 号】
（県医師会報 9 月号の 51～54 ページに掲載済）
※日医ホームページのメンバーズルーム内、医療保険の「医薬品の保険上の取扱い等」のコーナーに掲載済

(11) チサゲンレクルユーセル製剤「キムリア点滴静注」に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項の一部改正について 【日医発第 1023 号】
(県医師会報 9 月号の 54 ページに掲載済)

(12) 公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて 【日医発第 906 号】(県医師会報 9 月号の 54～55 ページに掲載済)

(13) 新型コロナウイルス抗原検出(定性)キット①「Vトラスト SARS-CoV-2 Ag」(ニプロ株式会社)、②「クイックチェイサー Auto SARS-CoV-2」及び③「富士ドライケム IMMUNO AG カートリッジ COVID-19 Ag」(株式会社 ミズホメディール)の保険適用について [疑義解釈資料(その 22)より] 【日医発第 959 号】

※①R4. 8. 18 保険適用

※②③R4. 8. 18 付けの薬事承認の一部変更により唾液による検出を追加

(14) 医療機器の保険適用について(9 月 1 日保険適用分)及び「医療機器の保険適用について」の一部訂正について 【日医発第 1149 号】【日医発第 1044 号】

(15) 令和 4 年度診療報酬改定において経過措置が設けられた施設基準の取扱いについて(診療所で特に注意が必要な項目は県医師会報 9 月号の 62 ページに掲載済)

- ・令和 4 年度診療報酬改定において、令和 4 年 9 月 30 日までの経過措置が定められている施設基準について、10 月 1 日以降も引き続き算定する場合は、届出の必要があるため、近畿厚生局ホームページをご確認の上、**本年 10 月 14 日(金) [必着]** までに届出を行っていただきたい

※近畿厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/>

(16) 診療報酬請求書(10 月提出分)の受付期間について
(県医師会報 9 月号 69 ページに掲載済)

(17) オンライン資格確認導入のための見積取得のお願いについて 【日医発第 1014 号】
(県医師会報 9 月号の 68～71 ページに掲載済)

※日医ホームページのメンバーズルーム内、新着情報欄に「オンライン資格確認について(事例・相談窓口等)」のページがアップされている

<https://www.med.or.jp/japanese/members/info/jirei.html>

- ・オンライン資格確認に必要な顔認証付きカードリーダーを申し込まれていない先生は、早急にレセコンや電子カルテのベンダーに見積作成を依頼していただきたい(県医師会報 9 月号 68～71 ページを参照)

※地域に業者が見つからない、見積額が補助金上限額より高い、保守料が高い、導入に時間がかかる、適切なネットワーク回線が見つからないなど困った点があれば、日本医師会ホームページ・メンバーズルーム内の「オンライン資格確認等システム導入に関する相談窓口」の専用フォームから問い合わせいただきたい

※補助金を受けるためには、令和 4 年 12 月末までにカードリーダーを申し込み、令和 5 年 2 月末までにシステム事業者と導入作業の契約を締結、同 3 月末までに運用開始する必要がある

※医療情報化支援基金による医療機関への補助の見直しが行われている

4. ホームページ会員向けサイトへの「お知らせ」登載一覧

- 8/31 (水) 新型コロナウイルス感染症にかかる「検査キット配布・陽性者登録センター」の設置について
- 8/31 (水) 新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について
- 9/2 (金) 滋賀医科大学病院外来診察医予定表
- 9/2 (金) 新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬「チキサゲビマブ及びシルガビマブ」の配分申請について
- 9/8 (木) 新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて
- 9/12 (月) 滋賀医科大学外来感染対策向上加算に関する合同カンファレンスの開催について（通知）
- 9/22 (木) 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関向け抗原定性キットの緊急配布の終了について
- 9/22 (木) Withコロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

5、滋賀県医師会 講演会・研修会等のご案内……………（総務資料 15） p. 86

6、滋賀県医師会 9 月以降 行事予定表……………（総務資料 16） p. 87

7、当医師会の 10 月行事予定表……………（総務資料 17） p. 92

講演会名：第 197 回草津栗東医師会循環器研究会
開催日時：2022 年 10 月 19 日(水) 20:00～21:30
講 師：滋賀医科大学 心臓血管外科 教授 鈴木 友彰 先生
演 題：『心臓血管外科における最新のトピックと抗凝固療法』
開催場所：ハイブリッド形式（Zoom による WEB 配信による視聴と会場参加）
共 催 名：第一三共株式会社

☆☆☆医協連絡事項☆☆☆

1.「2023 年度版 医学和雑誌年間購読キャンペーン」のご案内

医師協年間購読キャンペーンで対象雑誌をお申込みいただくと、通常の年間購読価格よりさらにお得な特別価格、送料無料でお求めいただけます。また、年間購読にお申込みいただくことで購入もれもなく、代金は組合登録口座より引き落としいたしますのでお支払いも大変便利です。

キャンペーンのご注文締切は 11 月 30 日までとなっております。ぜひこの機会に医師協の年間購読をご利用ください。キャンペーン冊子は医協ニュース 9 月号に同封しておりますのでご確認ください。冊子がお手元にない場合は購買課までご連絡ください。

2. パワハラ防止措置が事業主の義務となりました。

2022 年 4 月 1 日から中小企業に対して、労働施策総合推進法（通称 パワハラ防止対策義務化）により、職場におけるパワーハラスメント防止対策が義務化されました。事業主としてのパワハラ対応が不十分な場合、従業員から訴えられる可能性があります。当組合では、万が一雇用トラブルや業務災害が発生した場合に備える保険を取扱っておりますので、ぜひご検討ください。

<雇用トラブル事例>

- 先生からパワハラを受けたと訴えられた。
- 退職した従業員からセクハラを理由に慰謝料を請求された。
- 業務中に従業員が交通事故を起こし、過重労働が原因だと訴えられた。

3. 事業承継をお考えの組合員の皆様へ

当組合では事業承継についてお悩みの組合員の皆様から、無料でご相談をお受けしております。後継者不在、年齢・健康問題、セカンドライフのため引退、医師・看護師の確保が難しい、引退後の資金を確保したいなど、様々なお悩みがあるかと存じます。

また、引退後の患者様の引き継ぎや、職員の方の雇用継続という問題も生じますが、事業承継はこれらの問題解決に有効な手段となっております。提携業者と連携のうえ、先生のご希望を伺いながらご相談に応じますので、お気軽にお問い合わせください。

事 務 連 絡
令和4年（2022年）9月21日

一般社団法人滋賀県医師会	}	御中
一般社団法人滋賀県歯科医師会		
一般社団法人滋賀県病院協会		
各 地 域 医 師 会		

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和4年9月12日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡があり、令和4年9月26日（月）より、新型コロナウイルス感染症に関して、今後の療養のあり方について考え方を転換し、下記のとおり全国一律で全数届出の見直しを行うこととされました。

これを受け、本県では、以下のとおり取扱いを変更しますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、各医療機関には別添写しのとおり連絡しておりますことを申し添えます。

記

1. 見直し後の発生届の対象

1) 発生届の対象範囲

- (1) 65 歳以上の者
- (2) 入院を要する者

※ 診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含む。

- (3) 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者

※ 新型コロナ治療薬の範囲は別添事務連絡を参照

- (4) 妊婦

※ 医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われるものを含む。）の死体を検案した場合は、上記対象の限定は行わず全数を届け出ていただきますようお願いいたします。

2) 発生届の簡略化の取り扱い

発生届の対象が重症化リスクの高い者等に限定されることに伴い、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年9月8日付け当課事務連絡）の記1で示している発生届の簡略化を行うことは想定されません。

2. 患者管理について

1) 発生届の届出対象の患者

- ・ 医療機関は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した際に、原則、HER-SYS※により速やかに発生届を保健所に提出いただくとともに、別紙1「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄の「対象」に○を記載のうえ、患者へ渡していただくようお願いいたします。
- ・ 必要に応じて保健所やコントロールセンター等から患者に連絡し、入院・宿泊等の調整を行います。

※ HER-SYS へのログイン方法等が不明な場合は、当課までご連絡ください。

2) 発生届の届出対象外の患者

- ・ 医療機関は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した際に、別紙1「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄の「対象外」に○を記載のうえ、患者へ渡していただくようお願いいたします。
- ・ 患者は、医療機関から受け取った別紙を基に、滋賀県ホームページに設置する専用ウェブフォーム※から滋賀県新型コロナ診断後申告窓口に対して、患者として診断された旨を自己申告していただくとともに、自宅療養を開始し、自身での健康観察を行っていただきます。
- ・ 滋賀県新型コロナ診断後申告窓口は、申告内容を確認のうえ、患者情報を登録します。

※ 滋賀県ホームページ「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327309.html>

3. 全数把握の継続について

1) 届け出様式およびシステム上の対応

発生届については、HER-SYS を用いた提出を引き続きお願いします。入力にあたっては、別添事務連絡の記3 (1) にご留意ください。

2) 総数のみの報告について

診断された患者の年代別の総数については、HER-SYS の日次報告の入力画面により報告いただきますようお願いします。

なお、報告にあたっては、発生届の届出の有無に関わらず、診断された患者の総数を入力いただきますようお願いします (別紙2 参照)。

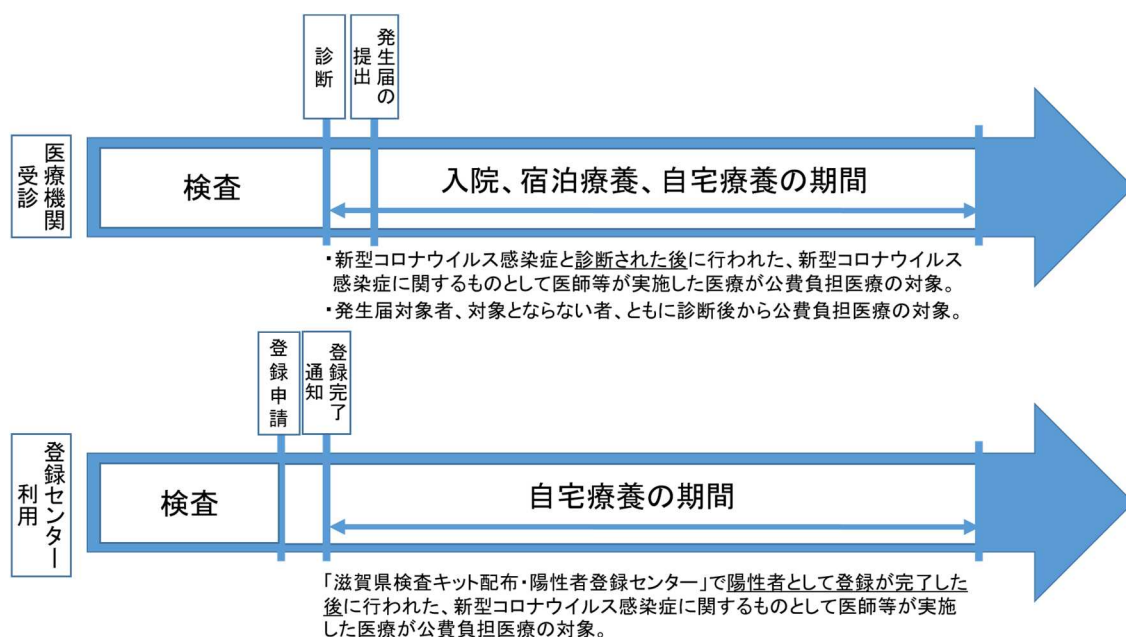
4. 公費負担について

患者の療養解除基準については届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても感染症法に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求めることから、次の〈公費負担対象者〉に対して公費負担による支援を継続します。

なお、令和3年12月15日付け当課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供について」において、「新型コロナウイルス感染症と診断され、発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間に行われた治療等は、自宅療養の公費負担医療の対象として取り扱うこととする」ことをお知らせしておりましたが、令和4年9月26日からは、発生届の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症と診断された（「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」で陽性者として登録が完了した）後に新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療を公費負担医療の対象とする取扱いに変更いたします。

＜公費負担対象者＞

- ・ 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された者
- ・ 「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」で陽性者として登録が完了した者



5. 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の届出について
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」
(令和4年2月17日付け当課事務連絡)において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断することを認めているところですが、令和4年9月25日で本取扱いを中止します。

6. 自宅療養者への対応について

1) 健康観察

届出の対象外となる者については、発生届により個人情報把握することができなくなるため、プッシュ型の健康観察を行わないこととするが、引き続き患者の求めに応じ、当該患者の状況に応じて、必要時に適切な医療につなげられるよう御協力いただくとともに、届出対象外の患者が体調急変時に確実に相談できるよう、滋賀県自宅療養者等支援センターの連絡先等の周知に御協力をいただきますようお願いいたします。

2) 医療機関への受診

医療機関を受診し陽性と診断された発生届対象外の方や、滋賀県検査キット配布・陽性者登録センターで登録が完了した方が自宅療養中に体調変化が生じた場合等において、患者が既に受診した医療機関を再度受診する場合や、陽性診断時とは別の医療機関を受診する場合、受診先医療機関での患者の陽性確認の方法として、当該者が陽性者であることが確認できる書

類等を使用することが考えられますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

3) コロナ治療薬の適切な投与体制の確保

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬投与が必要な者を、速やかに投与につなげられるよう、処方に必要な登録等の手続きや投与可能な医療機関への紹介など、引き続き適切な投与体制の確保に御協力をいただきますようお願いいたします。

※ 経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオカプセル）」については、令和4年9月16日より、薬価収載品として一般流通が開始されたことに伴い、ラゲブリオ登録センターへの登録は不要となり、通常の医薬品と同様に取扱いが可能となったところです。引き続き患者にとって分かりやすい情報発信の観点から、従来より滋賀県ホームページに掲載（以下参照）している登録医療機関および対応薬局のリストについて、当面の間、「ニルマトレルビル・リトナビル（販売名：パキロビッドパック）」と併せて、掲載することとしますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

滋賀県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬を取り扱う医療機関等」

<<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/323033.html>>

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
調査・検査係

TEL：077-528-3584

E-mail：coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

医療調整第一係

TEL：077-528-3582

E-mail：coronataisaku3@pref.shiga.lg.jp

医療調整第二係

TEL：077-528-3620

E-mail：coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

FAX（共通）：077-528-4866

写

事 務 連 絡
令和4年（2022年）9月21日

各医療機関 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素は、本県の保健医療行政について格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このことについて、令和4年9月12日付けで厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別添のとおり事務連絡があり、令和4年9月26日（月）より、新型コロナウイルス感染症に関して、今後の療養のあり方について考え方を転換し、下記のとおり全国一律で全数届出の見直しを行うこととされました。

これを受け、本県では、以下のとおり取扱いを変更しますので、下記の内容に御留意いただきますようお願いいたします。

記

1. 見直し後の発生届の対象

1) 発生届の対象範囲

(1) 65歳以上の者

(2) 入院を要する者

※ 診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性があるとして医師が判断した場合も含む。

※ 診断時に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院は必要であると診断した医師が、発生届を提出することをお願いする。

(3) 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者

※ 新型コロナ治療薬の範囲は別添事務連絡を参照

(4) 妊婦

※ 医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われるものを含む。）の死体を検案した場合は、上記対象の限定は行わず全数を届け出ていただきますようお願いいたします。

2) 発生届の簡略化の取り扱い

発生届の対象が重症化リスクの高い者等に限定されることに伴い、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年9月8日付け当課事務連絡）の記1で示している発生届の簡略化を行うことは想定されません。

2. 患者管理について

1) 発生届の届出対象の患者

- ・ 医療機関は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した際に、原則、HER-SYS※により速やかに発生届を保健所に提出いただくとともに、別紙1「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄の「対象」に○を記載のうえ、患者へ渡していただくようお願いいたします。
- ・ 必要に応じて保健所やコントロールセンター等から患者に連絡し、入院・宿泊等の調整を行います。

※ HER-SYS へのログイン方法等が不明な場合は、当課までご連絡ください。

2) 発生届の届出対象外の患者

- ・ 医療機関は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した際に、別紙1「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄の「対象外」に○を記載のうえ、患者へ渡していただくようお願いいたします。
- ・ 患者は、医療機関から受け取った別紙を基に、滋賀県ホームページに設置する専用ウェブフォーム※から滋賀県新型コロナ診断後申告窓口に対して、患者として診断された旨を自己申告していただくとともに、自宅療養を開始し、自身での健康観察を行っていただきます。
- ・ 滋賀県新型コロナ診断後申告窓口は、申告内容を確認のうえ、患者情報を登録します。

※ 滋賀県ホームページ「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327309.html>

3. 全数把握の継続について

1) 届け出様式およびシステム上の対応

発生届については、HER-SYS を用いた提出を引き続きお願いします。入力

にあたっては、別添事務連絡の記3（1）にご留意ください。

2) 総数のみの報告について

診断された患者の年代別の総数については、HER-SYS の日次報告の入力画面により報告いただきますようお願いいたします。

なお、報告にあたっては、発生届の届出の有無に関わらず、診断された患者の総数を入力いただきますようお願いいたします（別紙2参照）。

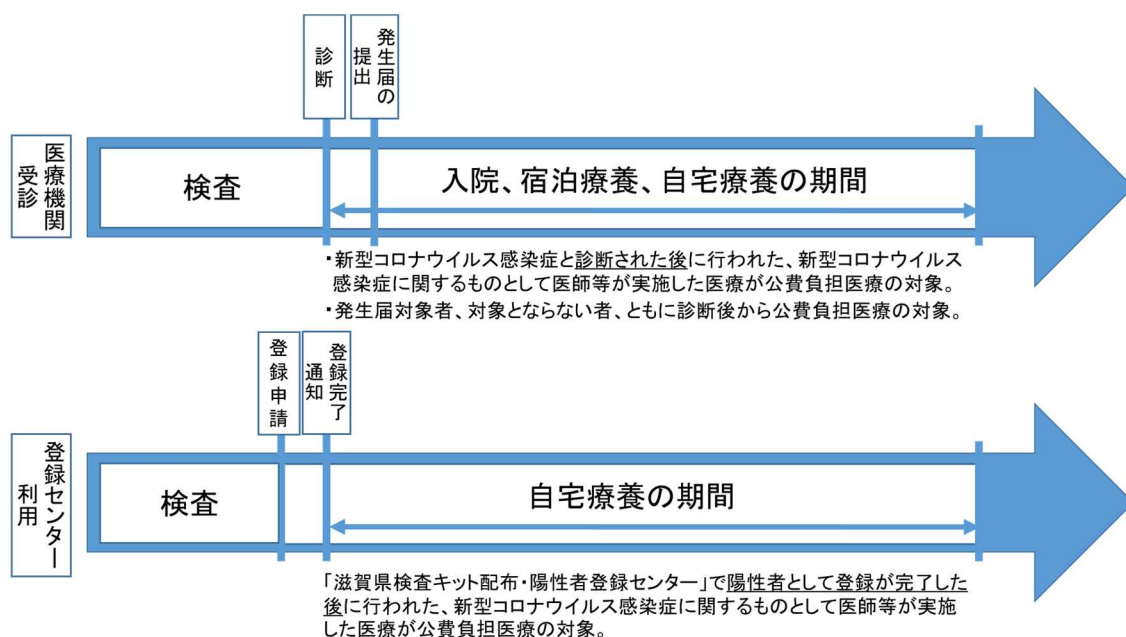
4. 公費負担について

患者の療養解除基準については届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても感染症法に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求めることから、次の〈公費負担対象者〉に対して公費負担による支援を継続します。

なお、令和3年12月15日付け当課事務連絡「新型コロナウイルス感染症患者の自宅療養における公費負担医療の提供について」において、「新型コロナウイルス感染症と診断され、発生届が提出された患者の入院、宿泊療養または自宅療養の別が決定されるまでの期間に行われた治療等は、自宅療養の公費負担医療の対象として取り扱うこととする」ことをお知らせしておりましたが、令和4年9月26日からは、発生届の有無に関わらず、新型コロナウイルス感染症と診断された（「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」で陽性者として登録が完了した）後に新型コロナウイルス感染症に関するものとして医師等が実施した医療を公費負担医療の対象とする取扱いに変更いたします。

＜公費負担対象者＞

- ・ 医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症と診断された者
- ・ 「滋賀県検査キット配布・陽性者登録センター」で陽性者として登録が完了した者



5. 同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合の届出について
「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」
(令和4年2月17日付け当課事務連絡)において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断することを認めているところですが、令和4年9月25日で本取扱いを中止します。
6. 診断時に発生届の対象外となった陽性患者や、医療機関を受診せず自己検査等で陽性となり滋賀県検査キット配布・陽性者登録センターに登録を行った患者の症状悪化時等に、新型コロナウイルス感染症患者受入医療機関に対して滋賀県 COVID-19 災害コントロールセンターから入院調整をさせていただく場合がございます。この場合、調整時において発生届が提出されていない旨の連絡をさせていただきますので、受入先医療機関において「入院を要する者」として、発生届を提出いただきますとともに、新型コロナウイルス感染症患者として御対応いただきますようお願いいたします。

7. 自宅療養者への対応について

1) 健康観察

届出の対象外となる者については、発生届により個人情報把握することができなくなるため、プッシュ型の健康観察を行わないこととするが、引き続き患者の求めに応じ、当該患者の状況に応じて、必要時に適切な医療に

つなげられるよう御協力いただくとともに、届出対象外の患者が体調急変時に確実に相談できるよう、滋賀県自宅療養者等支援センターの連絡先等の周知に御協力をいただきますようお願いいたします。

2) 医療機関への受診

医療機関を受診し陽性と診断された発生届対象外の方や、滋賀県検査キット配布・陽性者登録センターで登録が完了した方が自宅療養中に体調変化が生じた場合等において、患者が既に受診した医療機関を再度受診する場合や、陽性診断時とは別の医療機関を受診する場合、受診先医療機関での患者の陽性確認の方法として、当該者が陽性者であることが確認できる書類等を使用することが考えられますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

3) コロナ治療薬の適切な投与体制の確保

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬投与が必要な者を、速やかに投与につなげられるよう、処方に必要な登録等の手続きや投与可能な医療機関への紹介など、引き続き適切な投与体制の確保に御協力をいただきますようお願いいたします。

※ 経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオカプセル）」については、令和4年9月16日より、薬価収載品として一般流通が開始されたことに伴い、ラゲブリオ登録センターへの登録は不要となり、通常の医薬品と同様に取扱いが可能となったところです。引き続き患者にとって分かりやすい情報発信の観点から、従来より滋賀県ホームページに掲載（以下参照）している登録医療機関および対応薬局のリストについて、当面の間、「ニルマトレルビル・リトナビル（販売名：パキロビッドパック）」と併せて、掲載することとしますので、あらかじめご承知おきいただきますようお願いいたします。

滋賀県ホームページ「新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬を取り扱う医療機関等」

<<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuza/323033.html>>

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
調査・検査係

TEL : 077-528-3584

E-mail : coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

医療調整第一係

TEL : 077-528-3582

E-mail : coronataisaku3@pref.shiga.lg.jp

医療調整第二係

TEL : 077-528-3620

E-mail : coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp

FAX (共通) : 077-528-4866

医療機関で新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へお渡ししている資料です。
※療養や支援に必要な手続きなどのご案内を記載していますので、療養期間が終わるまで大切に保管してください。なお、後日、医療機関を受診される際はこの資料をご持参ください。

【患者記入欄】（診断後、すみやかに記入願います。）

患者氏名： _____

私は、新型コロナウイルス感染症が陽性と診断されました。

診断を受けた日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

診断を受けた医療機関名： _____

【医療機関記入欄】（該当に○印）
あなたは、医療機関から保健所への患者の届出（発生届）の
（ 対象 ・ 対象外 ） です。

届出対象の方

届出対象

以下①～④のいずれかに該当する方が医療機関から保健所への届出対象となっています。

①65歳以上の者

②入院を要する者

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

県の担当部署からSMSまたは電話等により療養等に関する連絡をさせていただきます。

※連絡前に体調が悪化した場合等については、以下の連絡先にご相談ください。

届出対象外の方（窓口への自己申告が必要です）

・保健所からの連絡はありません。

・ご自身で療養期間等をご確認いただき、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。

・各種支援制度を円滑にご利用いただくため、滋賀県新型コロナ診断後申告窓口（以下の申告フォーム）へ自己申告いただく必要があります。

・療養証明書等の発行はできません。

【申告フォーム】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuza/327309.html>

【申告についての問い合わせ】

0120-935-897(9:00～17:00 土日祝対応)

Webからの申告フォームによる申告ができない場合はこちらへ、お問い合わせください。

【自宅療養中の留意点】

以下の滋賀県ホームページ(※)をご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/320613.html>

(※)「滋賀県 自宅療養」で検索もできます。

【体調悪化時の連絡先】

体調悪化時は、以下の連絡先にご相談ください。

自宅療養中に体調が悪化した場合の連絡先

【大津市の方】大津市保健所

日中(9時～17時):TEL:070-3788-5670 / 090-9663-5670 / 090-3773-5670

夜間(17時～9時):TEL:090-9859-8147

【大津市以外の方】滋賀県自宅療養者等支援センター

077-574-8560(24時間対応)

(1)療養期間(外出自粛期間)について

症状がある場合は症状が出た日、症状が無い場合は検体採取日を基準に療養期間(外出自粛期間)が決まります。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状がある	発症日	検体採取日	診断日	症状軽快後24時間経過していれば8日目に解除 療養期間(外出自粛期間)					療養解除	10日目までは感染リスクの高い行動を控える	
無症状 (一度も症状が出ていない)	検体採取日	診断日		療養期間(外出自粛期間)					療養解除	10日目までは感染リスクの高い行動を控える	

- 無症状の場合、5日目に自身で購入した抗原定性検査キット(研究用は使用不可)で検査した結果が陰性であれば、6日目から療養解除可能(7日目までは感染リスクの高い行動を控える)
- 無症状または症状軽快後24時間経過の場合、自主的な感染予防行動の徹底を前提に、食料品の買い出し等必要最小限の外出は可能(感染予防行動:外出時や人と接する際は短時間、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用など)

(2)食料品支援について

- 食料品支援に関するご案内(申込方法等)は、滋賀県ホームページ(*)に掲載しています。

(※)「滋賀県 自宅療養」で検索もできます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/iryo/320613.html>



- 食料品支援の対象となる方は、自宅療養中で症状が出ている方のうち、ご家族全員が陽性かつ有症状で食料品を確保できない方 等です。

※無症状または症状軽快後24時間経過された方は、食料品の買い出し等必要最小限の外出は可能なため、本支援の対象としておりません。

お問い合わせ先:090-5905-3487
(9:00~17:00(12:00~13:00除く) 土日祝対応)

(3)濃厚接触者の範囲と待機期間

- 感染可能期間(発症日の2日前以降)に以下の接触がある場合等は濃厚接触の疑いがあります。濃厚接触の疑いのある方へ患者ご本人からご連絡ください。

- 同居家族
- 車内等で長時間の接触があった方
- 感染予防策(マスク等)なしで約1m以内の距離で15分以上の接触があった方 等

- 濃厚接触者で無症状の方は検査不要ですが、検査を希望される方はこちらからお申し込みください。

「検査キット配布・陽性者登録センター」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327003.html>

- 濃厚接触者の待機期間は、患者との最終接触日から5日間です。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日						待機解除

- 濃厚接触者は、食料品の買い出し等生活に必要な最低限の外出は認められています。その場合も、マスクの着用など感染防止対策の徹底をお願いします。

★English/中文/한국어/Español/Português/Tagalog/Tiếng Việt/Bahasa Indonesia

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/327319.html>



陽性者の日次報告方法について

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課調査・検査係

令和4年9月21日作成

【ご案内】

HER-SYSを用いた日次報告方法に係る説明動画(厚労省主催)が、次のとおりYouTubeにて配信されておりますので、本紙と共にご活用ください。

URL: <https://youtu.be/fodC0U1yy60>

※YouTubeでの動画配信期間は、当面の間となっておりますので、お早めにご視聴ください。

【ご注意】

◆日次報告は、9月16日～25日までは、試行的運用期間です。事前に入力画面や操作方法等をご確認ください。

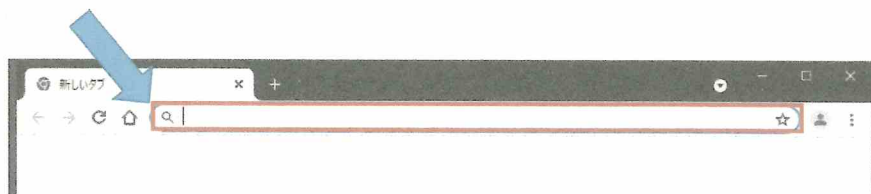
◆テスト環境ではないため、入力された内容は正式なデータととらえられます。9月16日～25日までは、「報告」ボタン(P13)を押下しないようお願いいたします。

1

◆初回サインインの手順

①インターネットブラウザのURL欄に下記アドレスを入力してください。

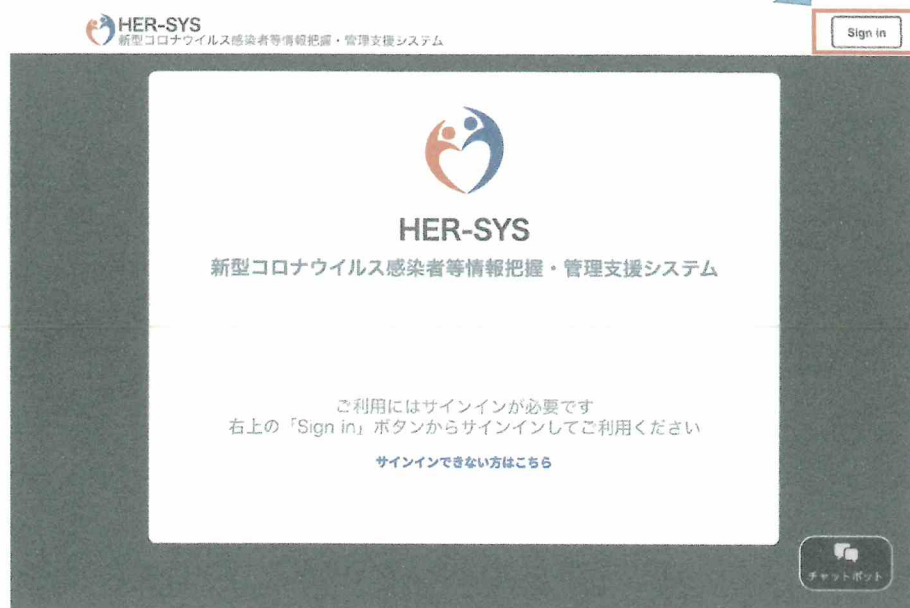
【HER-SYSアクセス用URL】<https://stop.cov19.mhlw.go.jp/>



※推奨のブラウザは、最新の「Microsoft Edge」 又は「Google Chrome」 です。

2

②「Sign in」を押してください。(※)



※ここでいう「Sign in」(サインイン)とは、本人確認を実施した上で、HER-SYSにアクセスすることです。

【HER-SYS サインイン画面】

3

③当県からの通知文より、「利用者ID」及び「初期パスワード」を確認してください。

- ◆利用者 ID ⇒ <半角英数字>~@cov19.mhlw.go.jp
- ◆初期パスワード ⇒ 8桁の半角英数字

【通知文について】

- ◆「医療機関等利用者ID登録申請書」により申請いただいた医療機関
⇒「HER-SYSの利用者IDの交付及びURLの通知について」をご覧ください。
- ◆令和4年5月26日に一斉交付させていただいた医療機関
⇒「HER-SYS利用者ID 交付書」をご覧ください。

【お問い合わせ先】

- ◆大津市を除く滋賀県内の医療機関
⇒滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 調査・検査係
TEL: 077-528-3618 E-mail: coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp
- ◆大津市内の医療機関
⇒大津市保健所 保健予防課
TEL: 077-522-7228 E-mail: otsu1443@city.otsu.lg.jp

4

④「利用者 ID」及び「初期パスワード」を入力してください。

【利用者 ID】

【初期パスワード】

5

⑤二段階認証情報の登録を行ってください。

「二段階認証」とは、IDやパスワードの他にセキュリティを強化するため、もう一つの認証のための方法を追加して、本人確認を行うことです。



アカウントのセキュリティ保護

組織により、身元を証明するための次の方法を設定することが求められています。

電話

電話で呼び出しに回答するか、携帯ショートメール (SMS) によるコードの送信により、本人確認ができます。

どの電話番号を使用しますか?

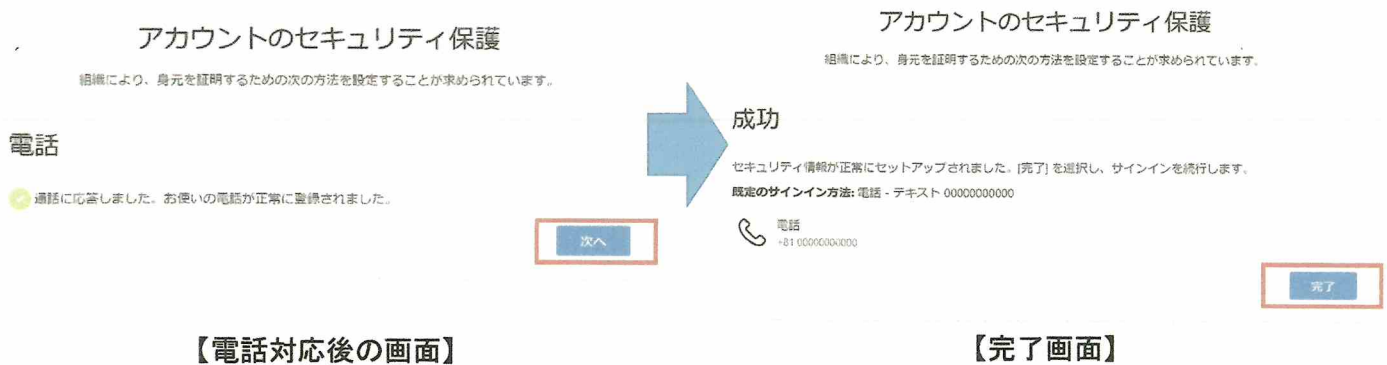
- [Japan(+81)]を選択し、電話番号を入力。
- 「コードをSMS送信する」及び「電話する」のどちらかを選択。

- ◆ 固定電話を指定すると、「電話する」のみにになります。
- ◆ 電話番号が、自動応答やフリーコール(着信者に課金されるサービス)に設定されている場合は、認証されないことがあります。

6

●「電話する」を選択した場合

まもなく入力した電話番号に着信が行われ、電話による音声案内が行われます。案内に従い、電話機のプッシュ(井)ボタンを操作してください。



7

●「コードをSMS送信する」を選択した場合

登録した携帯・スマホのメール(SMS)を確認し、送付された6桁のコードを入力してください。



8

⑥パスワードを変更してください。

・パスワードは大文字・小文字・数字・記号から3種類以上かつ8文字以上で構成する必要があります。

種別	利用可能な文字
大文字	A - Z
小文字	a - z
数字	0 - 9
記号	@ # \$ % ^ & * - _ ! + = [] { } \ : ' , . ? / ` ~ " () ;

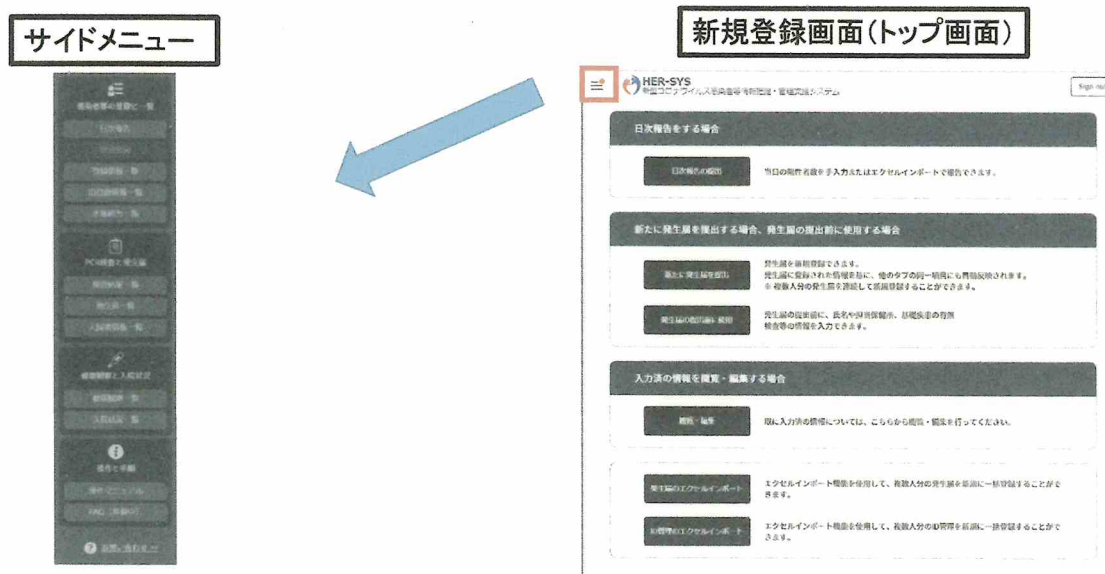
※ここで設定したパスワードまたは電話番号を再度変更する場合は、次の資料のP21～P24を参照してください。

◆「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）ユーザー操作マニュアル（外来医療機関および入院医療機関等ユーザー向け）」（2022/04/27版）

9

⑦HER-SYSサインイン画面を確認してください。

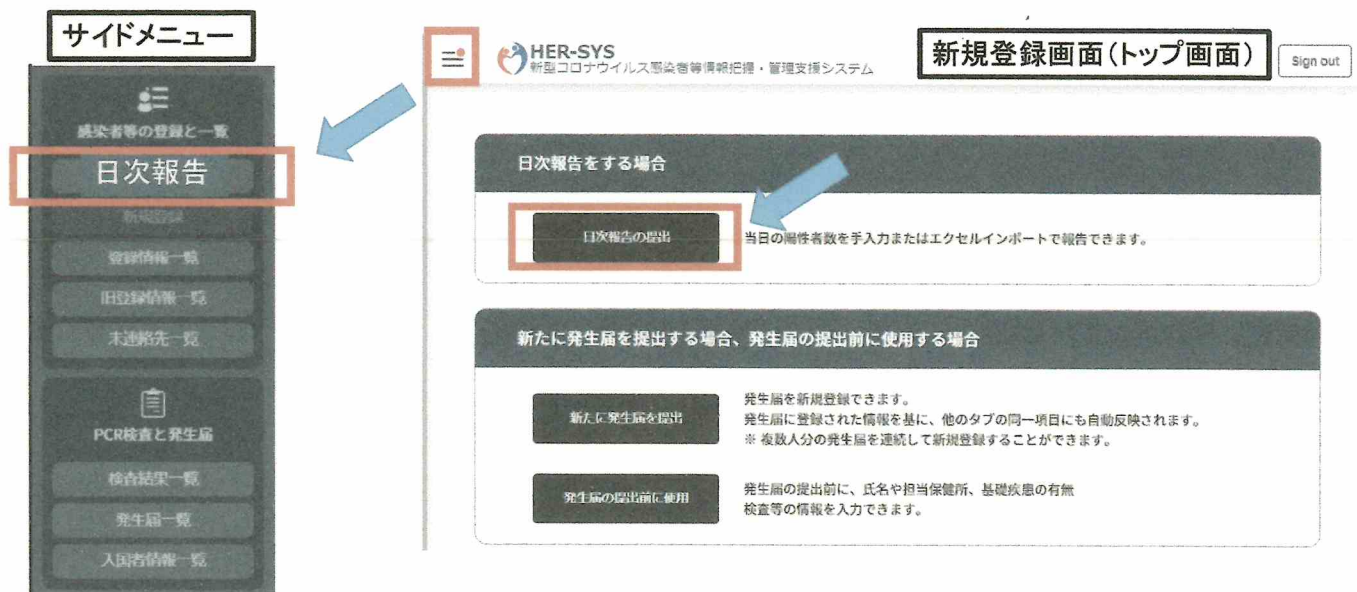
サインインに成功すると下記のような新規登録画面（トップ画面）に遷移します。
≡（ハンバーガーボタン）をクリックするとサイドメニューが表示されます。



10

◆陽性者の日次報告について

①左上の「≡」マークから「日次報告」ボタンを押下するか、新規登録画面(トップ画面)から「日次報告の提出」ボタンを押下してください。



11

②日次報告(報告タブ)に、新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を、年齢区分ごとに入力してください。

報告タブ 日次報告

【報告年月日】

- ◆現在の年月日が反映されます。
- ◆入力中に日付が変わっても、当初表示された報告年月日のデータとして報告されます。

Excel import

テンプレートのダウンロード インポート

報告年月日: XXXX/XX/XX

0歳	1歳~	2歳~	3歳~	4歳~	5歳~	6歳~	7歳~	8歳~	9歳~	10歳~	不詳	合計
0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	4

確認

【「確認」ボタン】

- ◆押下すると、確認画面に遷移します。
- ◆押下前に、入力漏れや間違いがないか確認をお願いいたします。

【数値入力欄】

- ◆報告日に、新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を、年齢区分ごとに記入してください。
- ◆発生届が提出された者の人数も含めて、新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を報告してください。
- ◆数値入力欄はデフォルト値は「0」となっており、空白にすると「0」が自動的に入力されます。
- ◆報告は1日1回となりますが、新型コロナウイルス感染症患者を診療しなかった日や休診日においては、報告を行う必要はありません。
- ◆報告後に、入力漏れや間違いが判明した場合は、次の報告日にて調整をお願いいたします。

12

③表示された確認画面に入力漏れや間違いがなければ、「報告」ボタンを押下してください。

確認画面

日次報告

報告年月日:XXXX/XX/XX

属性別人数														合計
0歳	1歳	5歳	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	65歳	70歳	80歳	90歳	不明	
0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	4

再編集

報告

【「再編集」ボタン】

◆押下すると日次報告画面に戻ります。

【「報告」ボタン】

- ◆押下すると、取り下げや訂正はできません。
- ◆「報告」ボタンを押下する前に、入力漏れや間違いがないか確認をお願いいたします。

13

④「報告」ボタン押下後に、過去入力データを確認する場合は、「履歴タブ」を参照してください。

日次報告

報告

履歴

※昨日の報告が完了していない場合は、報告データより確認してください。

【報告状況】

◆当日の報告が完了している場合は、その旨表示されます。

履歴タブ

日次報告

報告

履歴

【履歴タブ】

◆過去入力データを直近1週間のみ確認することができます。

14

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 12 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

今般、「With コロナに向けた政策の考え方」（令和 4 年 9 月 8 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を決定し、オミクロン株の特性を踏まえて、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、全国一律で感染症法に基づく医師の届出（発生届）の対象を 65 歳以上の方、入院を要する方など 4 類型に限定し、保健医療体制の強化、重点化を進めていくことといたしました。

今後の療養あり方については、

- ・症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望される方は、抗原定性検査キットでセルフチェックし、陽性の場合、健康フォローアップセンター等に連絡して、自宅で療養いただき、体調変化時等に医療機関を紹介できるようにする
- ・高齢や基礎疾患、子ども、妊婦等により受診を希望する場合には、診療・検査医療機関を受診いただく

という考え方に転換を図っていきます。

「With コロナの新たな段階への移行に向けた療養の考え方の見直しについて（確認依頼）」（令和 4 年 9 月 6 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）においてお示ししたとおり、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、抗原定性検査キットの O T C 化や健康フォローアップセンターの全都道府県での整備状況を確認した上で、令和 4 年 9 月 26 日（月）より、全国一律で、療養の考え方を転換し、全数届出の見直し（以下「見直し」という。）を行うこととしています。この見直し後の運用等の詳細について以下のとおりお示しいたしますので、御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、運用等の詳細については、自治体からの御意見等も踏まえ、追加等を行う場合があります。

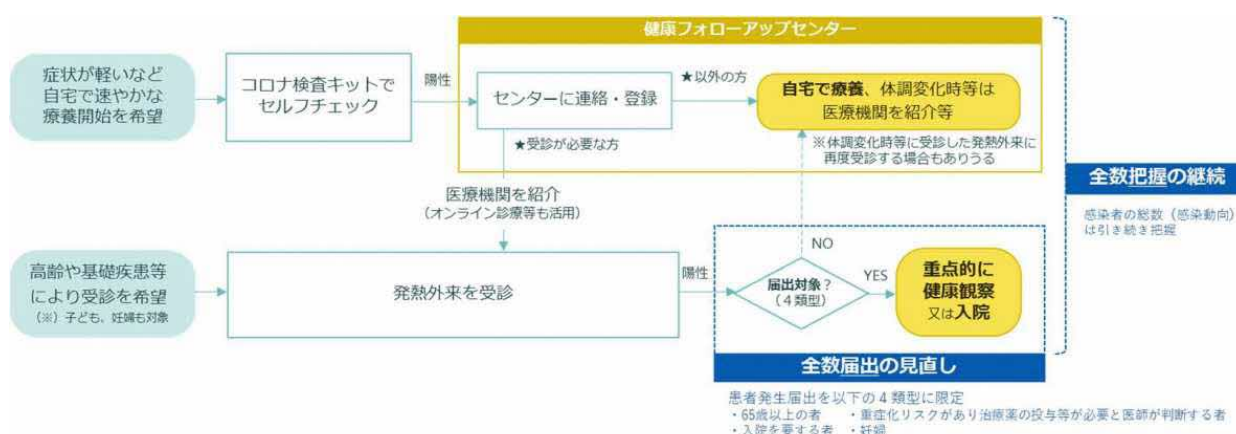
記

1. 見直しの趣旨・概要（令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症政府対策本部決定「With コロナに向けた政策の考え方」より抜粋）

- ① 患者の発生届出の対象を、(a) 65 歳以上の者、(b) 入院を要する者、(c) 重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する者、(d) 妊婦、の4類型に限定して、発生届の提出を求めることとする。
- ② 療養の考え方の転換及び全数届出の見直しに当たっては、発生届の対象外となる若い軽症者等が安心して自宅療養をできるようにするため、
(a) 抗原定性検査キットのOTC化（インターネット等での販売を解禁）
(b) 発生届の対象とならない方が体調悪化時等に連絡・相談できる健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化
(c) 発生届の対象外の方々にも、必要に応じて、宿泊療養や配食等の支援が可能になるようにすること
等、必要な環境整備を整える。
- ③ ①により、若い軽症者等の詳細な患者データはとれなくなるが、感染者数はHER-SYS の追加機能による医療機関の患者数及び健康フォローアップセンターからの登録者数により全数把握^{*1}を継続する。
- ④ 全数届出の見直しは、全国一律での移行が基本となるが、移行のための環境整備が必要となるため、全国知事会や医療関係者の強い要望を受けて、発熱外来や保健所業務が相当にひっ迫する地域については、緊急避難措置として、自治体の判断で前倒しを可能とした。^{*2}
並行して、健康フォローアップセンターの全都道府県での整備・体制強化を進めるとともに、全国で簡易に感染者の総数を把握するためのシステム改修等、②③の環境整備を進めてきたが、準備の目途がたったことから、9月26日から、全数届出の見直しを全国一律で適用^{*3}する。
- ⑤ 全国一律での適用に当たっては、
 - ・発生届の有無に関わらず、引き続き、患者には外出自粛要請を行うこと
 - ・宿泊療養や配食等は、引き続き、届出の有無に関わらず、希望する患者に対して実施可能であり、緊急包括支援交付金の対象であること
 - ・宿泊療養や配食等の支援の対象者の管理等について HER-SYS の既存の機能の活用が可能であることとし、各都道府県の実情を踏まえた円滑な移行を図る^{*4}。（移行に当たっては、先行して届出を限定している都道府県の事例なども踏まえ、これらに関する運用について速やかに厚生労働省から自治体にお示ししていく。）
- ⑥ 医療費等への公費支援のあり方については、
 - ・今回の見直し時においては変更しない。

- ・自宅療養者の外出自粛の在り方、治療薬の普及などの状況を踏まえつつ、他の疾病との公平を確保する観点から、重症化リスクの低い患者をはじめとする外来医療費や宿泊療養・配食等の公費支援(予算補助)の在り方について、引き続き検討する。

- ※1 新型コロナウイルスの感染動向については、当面、感染者数の総数により把握する全数把握を継続するとともに、定点観測方式の手法の研究を進める。
- ※2 この措置については、8月24日の全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部「新たな新型コロナ対策公表について」において「全国知事会からの累次の要請に応え、医療・保健の現場が命や健康、生活・社会を守る本来機能を発揮するための画期的方針であり、総理の英断を高く評価し、深く感謝申し上げます。」とされている。
- ※3 重症化のおそれが高いなど、懸念すべき変異株が生じた場合には、対応を見直すことがあり得る。
- ※4 発生届の対象外の者に係る療養証明書は発行しない。届出対象者については、証明が必要な場合には、My HER-SYS の証明、医療機関で実施された PCR 検査等の結果がわかる書類、診療明細書等で対応する。



2. 見直し後の発生届の対象

(1) 管内医療機関等への周知

発生届の対象の限定は、令和4年9月26日から、全国で開始することになる(省令改正を予定)。発生届は医師の義務であり、罰則の対象にもなりうることから、管内医療機関など関係者に対して、あらかじめ、よく周知していただくようお願いする。

(2) 発生届の対象

見直し後の都道府県における患者の発生届の対象範囲は以下のとおりである(省令改正を予定)。

① 65歳以上の者

②入院を要する者

※診断時点で直ちに入院が必要でない場合であっても、基礎疾患等により、入院の必要が生じる可能性がある」と医師が判断した場合も含まれる。

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者

又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

また、③の新型コロナ治療薬の範囲は、以下のとおりである（厚生労働省告示により対応予定）。

- 一 ロナプリーブ（カシリビマブ・イムデビマブ）
- 二 ステロイド薬
- 三 ゼビュディ（ソトロビマブ）
- 四 トシリズマブ
- 五 パキロビッド（ニルマトレルビル・リトナビル）
- 六 バリシチニブ
- 七 ラゲブリオ（モルヌピラビル）
- 八 ベクルリー（レムデシビル）

上記①～④のいずれについても、診断時における医師の診断内容に基づき、発生届の提出を行うことを願います。

なお、医師が新型コロナウイルス感染症により死亡した患者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した場合は、上記①～④の対象の限定は行わず、引き続き全数が発生届の対象となる。

（３）全数の死亡者数についての自治体からの報告

見直し後も、「新型コロナウイルス感染症患者の急変及び死亡時の連絡について」（令和２年６月１８日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づく厚生労働省への全数の死亡者数の報告についても変更はない。従来通り、自治体で把握した全数の死亡者数の報告をお願いします。

（４）発生届の簡略化

見直し後は、発生届の対象が重症化リスクの高い者に限定されることに伴い、「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」（令和4年7月22日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）の1でお示ししている発生届の簡略化を行うことは想定されない。

（5）感染症法第15条に基づく調査

見直し後は感染症法上の医師の義務である発生届の対象は、（2）の対象者に限られる。仮に都道府県において発生届の対象とならない患者についても発生届に相当する情報を得るために医療機関に対し調査を行う場合には、感染症法第15条第1項に基づき都道府県知事が調査として実施することが考えられるが、今般の見直しの趣旨に鑑み、感染拡大時に当該調査が過度に医療機関の負担となり、医療提供の妨げとなるおそれがないか、あらかじめ、地域の関係者の間で合意しておくことが必要である。

見直し後に医師が提出する発生届は上記（2）の対象者のみであるため、これに該当しない場合や感染症法第15条第1項に基づく調査対象者については、HER-SYS の入力（発生届の提出）はできない。その上で、届出の対象とならない者の発生届が出された場合には、診断した医師に取り下げを求めているいただきたい。ただし、医師の判断で入院や治療薬等の必要性を認めている場合は、医師の診断をよく確認の上で対応していただくようお願いする。

ただし、発生届対象外の方を、HER-SYS を使って管理する方法としては、ID 管理情報の保健所独自 ID を活用し、感染区分を「濃厚接触者」として用いることは可能であり、必要に応じて活用いただきたい。なお、システム改修により、発生届対象外の方は、HER-SYS の発生届の入力はできなくなる予定であるため、見直し後に発生届対象外の方について HER-SYS を使って管理する場合には、「濃厚接触者」として対応をいただく点、ご留意いただきたい。

3. 全数把握の継続及び集計・公表

（1）届出様式及びシステム上の対応

発生届については、HER-SYS を用いた提出を引き続きお願いするが、発生届の対象範囲である、

- ① 65 歳以上の者
 - ② 入院を要する者
 - ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者
- 又は

重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

のうち、②については、従来、発生届の「入院の必要性」の欄に「有」と入力してきた者、④の妊婦については、重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「妊娠」の欄にチェックを入れてきた者が対象となる。③については、追ってシステム改修によりチェック欄を設けることとしているが、それまでの間は、③に該当する者は重症化のリスク因子となる疾病等の有無の「その他」の欄に「0」を入れていただくようお願いします。なお、複数該当する場合は、該当するものすべてにチェックを入れるようお願いします。

なお、診断時に②に該当しない者が、その後に入院した場合には、入院が必要であると診断した医師が、発生届を提出することをお願いします。また、診断した医師が、入院が必要と判断して発生届を提出した後、入院調整等の結果、入院しなかった場合は、発生届の取り下げを行う必要はない。

(2) 総数のみ報告の方法

見直し後は、新型コロナウイルス感染症の患者を診断した医師（医療機関）の報告に基づき、日ごとの当該患者の総数及び日ごとの当該患者の年代別の総数を毎日公表することとする。

これは、届出対象を限定することにより、これまで把握できていた感染動向について把握が困難になり、地域の感染症対策の連続性が絶たれることについての懸念の声があることを踏まえ、法第 12 条の詳細な届出情報までは求めないが、法第 15 条に基づき、日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数は、引き続き報告（以下「総数のみの報告」という。）を受け、毎日公表する趣旨である。

なお、見直し後は、発生届により患者数の把握はできなくなるため、「患者の総数」とは、法第 12 条に基づく発生届の提出の有無にかかわらず、医師（医療機関）で新型コロナウイルス感染症と診断された者の総数を指す。また、「年代別の総数」とは、0 歳、1～4 歳、5～9 歳、10～19 歳、20～29 歳、30～39 歳、40～49 歳、50～59 歳、60～64 歳、65～69 歳、70～79 歳、80～89 歳、90 歳以上の区分（以下「年齢区分」という。）による新型コロナウイルス感染症と診断された者の数を指す。

医師（医療機関）からこうした総数のみの報告に当たっては、発生届が出された者の人数も含めて、HER-SYS の総数の入力画面により入力いただきたい（やむをえず HER-SYS により入力できない場合の様式は、別紙を参照）。

なお、緊急避難措置として HER-SYS 以外の方法で報告を求めている場合は、9 月 26 日以降は HER-SYS の総数の入力画面により入力いただきたい。

(3) 公表の方法（詳細は別途お示しする）

これまで毎日の新規陽性者数等の発表は、発生届を集計したものであったが、見直し後は、当該集計では、届出対象外の者を把握することができないことから、見直し後に新規陽性者数等の発表を行うに当たっては、総数のみの報告の集計結果を用いて前日の入力分を公表していただくとともに、プレスリリース等に当該集計結果を用いていることを明示していただきたい。

4. 感染症法の適用

届出対象外の患者については、保健所等が個人の特定を行うことが困難であること等を踏まえ、法に基づく各種措置について、以下のように適用する。

(1) 入院措置・勧告及び移送（法第 19 条及び第 20 条並びに第 21 条）

入院措置・勧告については、入院を要する者が届出対象となっていることから、これまでと同様に、適用が可能である。また、入院医療費の自己負担分については、引き続き、法に基づく負担金の対象となる。

また、移送についても、届出の有無に関わらず、適用が可能であり、患者が救急要請を行う場合も含め、従前どおり移送の対象となる。

(2) 患者の療養解除基準及び外出自粛（法第 44 条の 3）

患者の療養解除基準については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき自宅・宿泊施設等からの外出自粛を求める。届出対象外の患者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウェブサイト等で適切に周知を図られたい。

(3) 健康観察（法第 44 条の 3）

届出対象となる者に対する健康観察については、これまでの取扱いから変更はないため、これまでお示ししてきた事務連絡（令和 4 年 7 月 22 日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を踏まえ、対応すること。届出の対象外となる者については、保健所等が発生届により個人情報把握することができなくなるため、プッシュ型の健康観察を行うことは求めない。届出対象外の患者については、患者の求めに応じ、当該患者の状況に応じて、必要時に適切な医療につなげる体制を構築するとともに、届出対象外の患者が体調急変時に確実に相談できる健康フォローアップセンター等の連絡先等の周知

徹底を図られたい。

(4) 濃厚接触者の待機期間（法第44条の3）

濃厚接触者の待機期間については、届出の有無に関わらず、適用することとし、いずれの場合であっても法に基づき外出自粛を求める。届出対象外の患者の濃厚接触者も含めて、自治体から患者に対して外出自粛を求める旨を、ウェブサイト等で適切に周知を図られたい。

(5) 就業制限（法第18条）

就業制限については、届出がある場合のみに適用されるため、発生届が出ている者のみ適用される。なお、引き続き、協力が得られる場合には、就業制限を出さない取扱いとして差し支えない。なお、法に基づく就業制限は適用されないが、引き続き、法第44条の3第1項に基づき、外出自粛を求める対象であるため、療養期間中については、就業等を控えていただくものである。

5. 健康フォローアップセンターの整備

(1) 健康フォローアップセンター等について

症状が軽いなど、自宅で速やかな療養開始を希望する方が、抗原定性検査キットを用いてセルフチェックを行い陽性だった際には、健康フォローアップセンター等に連絡し、速やかな療養に繋げることを想定している。

この健康フォローアップセンター等については、その名称を問わず、

- ・医療機関を受診していない陽性者
- ・届出対象外の患者（陽性者）

について、必要な相談・支援を提供する機能を有することが必要である。ただし、機能が複数の組織に分かれているものでも差し支えない。

(2) 健康フォローアップセンター等の機能について

健康フォローアップセンター等については、医療機関を受診しない陽性者や届出対象外の患者（陽性者）に対しては、体調急変時等に相談を受け、医師等の助言を受けながら、必要な者を適切に医療に繋ぐため、以下の機能を有することとする。

- ① 医師を配置していること
- ② 同センターに配置される医師の管理下で、医療機関を受診せず自己検査等で陽性となった者の登録を受け付けること。自己検査等で患者になった者に対しては、登録を呼びかけること。
- ③ 登録を受け付けた者又は医療機関を受診し、新型コロナと診断された者が申

出た場合には、法第 44 条の 3 に基づく宿泊療養の提供や配食等の支援を必要に応じて行うこと。ただし、自治体において当該支援を行わないこととしている場合は、この限りではない。

- ④ 医療機関を受診せず自己検査の結果をもって登録された者（医療機関を受診して発生届の対象とならない者から連絡があった場合は含まない。）の登録者数を毎日年代別に集計し、設置自治体に報告すること（当該報告のあった健康フォローアップセンター等の集計結果は、3（2）及び（3）に記載する日ごとの患者の総数及び日ごとの患者の年代別の総数の公表とは区分して公表すること）
- ⑤ 重症化リスクが高い者として発生届の対象となっている者であることが判明した場合には、診療・検査医療機関等に適切に案内すること（感染拡大期であって、診療・検査医療機関等のひっ迫が想定されるような事態においては、必要な体制が整っている場合には、可能な限り、医師を配置する健康フォローアップセンターにおいて発生届を提出することもあると考えられる）
- ⑥ 体調悪化時等に電話等が確実に繋がるよう必要な体制を整えること及び体調悪化時等に医師等が相談に応じ、必要に応じて、医療機関やオンライン診療等の連絡先等を案内すること

6. 発生届の対象外となる方が安心して自宅療養をできるようにするための体制

（1）抗原定性検査キットによるセルフチェック

自宅で速やかな療養開始を行うに当たっては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた抗原定性検査キット（※）を活用してセルフチェックを行える環境を整えることが重要である。抗原定性検査キットについてはインターネット等での販売が開始されていることから、こうした情報について適切に周知いただきたい。

（※）「研究用」ではなく、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく承認を受けた医療用又は一般用抗原定性検査キットでなければならないことに留意が必要。

（2）セルフチェック後の療養期間等の周知

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等については、「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」（令和 4 年 9 月 7 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応いただきたいが、特に健康フォローアップセンター等において、セルフチェックにより陽性となった方に対して、療養期間等を適切に周知することが重要であり、適切に周知を図っていただきたい。

（３）発熱外来受診に当たっての確実な周知

発生届の対象の限定後も引き続き、基礎疾患を有する者や子どもについては、医師の判断で発生届の対象となることも考えられるため、発熱外来（診療・検査医療機関）を受診するよう周知をお願いします。

健康フォローアップセンター等については、都道府県（保健所設置市等が設置する場合には保健所設置市等）が、その名称、連絡先、ホームページのURL等を相談・支援の対象になる者に対して、ホームページで周知することはもとより、届出対象外の患者の受診時に、発生届の対象とならないこと及び健康フォローアップセンター等について医療機関において伝達するなどにより、確実に伝えるようにしていただきたい。

なお、届出対象外の患者が他の都道府県等で医療機関を受診した場合には、体調悪化時等の際には、居住地の都道府県等が設置する健康フォローアップセンター等に連絡していただくことになる。厚生労働省ウェブサイトにおいて、令和４年９月２６日を目途に、全国の健康フォローアップセンター等の一覧を掲載する予定であり、こうした場合には当該医療機関が当該厚生労働省ウェブサイトを案内すること等により、他の都道府県等が設置する健康フォローアップセンター等を適切に案内できるよう、あらかじめ周知していただきたい。

（４）療養開始後のフォローアップ

健康フォローアップセンター等が、初回のセンターへの連絡・登録時に、医療機関の受診が必要な方を把握した場合には、オンライン診療等の活用も含めて、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。

また、療養開始後に体調変化が生じた場合等に相談を受け付けた場合も、適切に医療機関を紹介することができるようにしていただきたい。ただし、一度医療機関を受診した発生届対象外の方が、自宅で療養中に体調変化が生じた場合等においては、既に受診した医療機関を再度受診することも考えられるため、適切な案内が必要である。

（５）宿泊療養施設及び配食（生活支援）サービスの活用

届出対象外の患者について、引き続き、必要に応じて宿泊療養施設や配食（生活支援）サービスを活用できるようにするためには、健康フォローアップセンター等に登録等により得られた患者情報を活用することが考えられる。また、配食（生活支援）サービスについては、従来から当該サービス専用の申請受付の仕組みを有している場合、引き続き、こうした仕組みを活用することも考えられる。

いずれの場合においても、届出対象外の患者の陽性確認の方法が必要となるが、当該者が陽性者であることが確認できる書類等としては、例えば、以下が考えられる。ただし、書類によっては、当該書類のみでは陽性であることが確実に分らない場合があることから、こうした場合には本人からの申し出を基本として、その申し出を補強する書類として用いることが考えられる。

＜書類のみから陽性であることが推定可能な書類＞

- ・ 医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかる書類
- ・ コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書
- ・ PCR検査等を実施する検査センターの検査結果
- ・ 健康フォローアップセンター等の受付結果（SMS等によるものを含む）
- ・ 医療機関が記載する簡易な診断様式（※）

＜書類のみからでは陽性であることまでは推定できないため、本人からの申し出を補強する形で使用が想定される書類＞

- ・ 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）
- ・ 診療費請求書兼領収書（コロナ診療に関する記載が確認できるもの）

※ 緊急避難措置を先行して実施している都道府県の中には、医療機関が記載する簡易な診断様式を作成し、当該診断様式を用いて陽性確認を行っている場合があるため、こうした対応を参考にされたい（追って参考様式をお示しする予定）。ただし、診断様式を用いて陽性確認を行うかは自治体の判断で差し支えない。

なお、上記の方法は、届出対象外の患者が、陽性診断時とは別の医療機関に受診した場合においても、陽性確認の方法として使用することが考えられることから、管内の医療機関に対しても広く周知していただきたい。

（６）コロナ治療薬の適切な投与体制の確保

健康フォローアップセンター等は、重症化リスクのない軽症者のフォローが主に想定されるところ、本人の希望によっては、重症化リスクを有する方が連絡・登録する場合も考えられる。こうした場合には、医師の診断により早期に新型コロナウイルス感染症治療薬を投与することも有効と考えられることから、当該治療薬を投与可能な医療機関を紹介する体制を確保することが重要である。

例えば、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル（販売名：ラゲブリオカプセル）」及び「ニルマトレルビル・リトナビル（販売名：パキロビッドパック）」に

については、登録済みの医療機関において処方可能であり、その医療機関の一覧については、患者に対し本剤を処方する登録済み医療機関を迅速に紹介できるよう、製造販売業者からメールで共有された登録済み医療機関のリストを、管内の診療・検査医療機関に共有していただくようお願いしてきた。また、診療・検査医療機関の公表項目について、新型コロナウイルス感染症の患者を対象とした経口抗ウイルス薬の投与を行うことができる診療・検査医療機関（登録センターに登録した医療機関）である場合にそのことが分かる項目を加える等により、当該情報を併せて公表する仕組みを整えていただきたいことについてもお願いしている。こうしたリストや公表状況については、健康フォローアップセンター等に対しても共有し、迅速な紹介に繋げられるように体制を整えていただきたい。

なお、経口抗ウイルス薬「モルヌピラビル」については、昨年末の承認以降、これまで国が配分することにより約 60 万人に投与されてきたが、令和 4 年 9 月 16 日より、薬価収載品として一般流通が開始される予定であり、地域におけるコロナ治療薬の投与体制をさらに強化するため、管内医療機関等に対して積極的に周知いただきたい。

また、当該薬剤は、同日以後、登録済みの医療機関以外の医療機関においても幅広く処方が可能となるが、上記のリストや公表状況については、当該薬剤の処方実績が期待される医療機関として、健康フォローアップセンター等が紹介する際の参考資料となると考えられるので、必要に応じて、一般流通開始後も活用されたい。

（参考）「新型コロナウイルス感染症における 経口抗ウイルス薬（ラゲブリオ® カプセル）の医療機関及び薬局への配分について」（令和 3 年 12 月 24 日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部・医薬・生活衛生局総務課事務連絡）

「直近の感染状況を踏まえた診療・検査医療機関における経口抗ウイルス薬に係る登録状況の点検・公表について」（令和 4 年 8 月 9 日付け厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部事務連絡）

（7）患者の移送に係る対応

届出対象に該当しない場合でも、自己検査等で陽性であった場合は、引き続き、新型コロナウイルス感染症の患者として感染症法を適用することとなる。この点、見直し前は全ての患者に発生届が提出されている前提で移送時の役割分担が決められている地域もあると考えられるが、見直し後は、発生届の対象とならない患者からの救急要請が一定数発生することが見込まれる。届出対象とならない患者が救急要請を行った場合に、役割分担をどのように行うか、あらかじめ、地域の関係者で調整の上、決めておくことが重要である。

このため、都道府県又は保健所等と患者から救急要請を受けた消防機関とが、当該患者の移送についての連絡調整を行うことが可能な体制の構築をお願いする。

※例えば、当該患者が救急要請時にコロナ陽性である旨を申し出た場合は、当該申出及び当該患者の居住地等の情報に基づき、都道府県又は保健所等が入院調整を担当するといったことが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて調整・決定いただきたい。

(8) クラスタ発生時の対応

見直し後は、クラスタが発生した際に発生届の対象とならない者が一定数発生することにより、従前よりもクラスタの発生の把握が困難となることが想定される。これまで、オミクロン株の特徴を踏まえた取扱いとして、ハイリスク施設については、積極的疫学調査と濃厚接触者の特定により施設内の感染拡大を抑える効果が期待できるため、感染症法第15条に基づく当該ハイリスク施設からの報告に基づき、都道府県等が感染発生初期から積極的に調査を実施する取扱いをお示ししており、見直し後も、発生届の有無によらず、こうした取扱いにより重点的に対応を行うことが可能であり、ハイリスク施設における感染拡大防止に役立てていただきたい。

(参考)「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定 及び 行動制限 並びに積極的疫学調査の実施 について」（令和4年3月16日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

(9) 療養証明書の取扱い

届出対象となる方については、HER-SYS の登録が行われ、My HER-SYS の療養証明書の活用が可能である。届出対象外の患者については、HER-SYS の発生届の登録が行われず、My HER-SYS や紙の療養証明書の発行は行わない。

令和4年9月1日に、金融庁からの要請を受け、生命保険協会が会員各社に対し、給付金等の支払いにあたり、療養証明書の発行を医療機関や保健所に求めない事務構築の検討を行うよう周知されている。また、企業や学校に対しても療養証明書を求めないことを政府として要請しているところである。

(10) 公費支援及び請求

医療機関を受診した患者及び医療機関を受診せず医師を配置した健康フォローアップセンター等に登録した者については、4のとおり、感染症法上の措置の対象となることから、これまでと同様の支援を実施することとする。

また、セルフチェックのみで陽性となり、フォローアップセンター等に登録していない届出対象外の患者であっても、従来通り、医療機関を受診した場合にコロナ患者と診断されれば（※）、公費（法に基づく負担金、緊急包括支援交付金）の請求の対象となる。

※必ずしも医療機関で改めて検査が必要であるわけではない。

公費の請求に当たって、陽性確認を行う際は、（５）の方法により実施されたい。また、請求手続き等については、引き続き、健感発 0430 第 3 号厚生労働省健康局結核感染課長通知、保医発 0430 第 4 号厚生労働省保険局医療課長通知を参照いただきたい。

なお、令和 4 年 1 月 24 日（令和 4 年 2 月 24 日一部改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡（「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」） 1. ③において、同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となった場合には、医師の判断により検査を行わなくとも臨床症状をもって診断する取扱いを示しているが、見直し後に、当該濃厚接触者が届出の対象者に該当する場合には、当該事務連絡においてお示ししている疑似症患者としてではなく、患者として発生届を提出していただくようお願いする。他方、これまでどおり、臨床症状をもって診断があった場合には、届出の対象となるかにかかわらず、公費支援の対象となる。

（11）緊急避難措置について

全国一律での実施までの間、発熱外来や保健所業務が極めて切迫した地域において、緊急避難措置として、都道府県からの届出により適用していた届出対象の限定は 9 月 25 日までとする。

また、緊急避難措置に係る告示については、以下を予定している。

次回の届出の受付 ： 9 月 9 日（金） 17 時（締切済み）
次回の告示予定日 ： 9 月 13 日（火）
次回の適用予定日 ： 9 月 14 日（水）

最終回の届出の受付 ： 9 月 14 日（水） 17 時厳守
最終回の告示予定日 ： 9 月 16 日（金）
最終回の適用予定日 ： 9 月 20 日（火）

（参考）「新型コロナウイルス感染症に係る発生届の限定（緊急避難措置）の概要及び必要な手続き等について」（令和 4 年 8 月 25 日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）

7. その他

(1) 新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告

標記の報告については、「令和3年6月2日以降の新型コロナウイルス感染症患者の療養状況等に関する調査報告依頼について」（令和3年5月19日付け事務連絡）により療養者数等のご報告をお願いしているところであるが、今般の全数届出の見直しを踏まえた各調査項目の取扱いについては、緊急避難措置を実施している県の対応状況も踏まえつつ、引き続き、必要な情報を把握するための方法を追ってお示しする予定である。

(2) 接触確認アプリ（COCOA）について

接触確認アプリ（COCOA）は、発生届が出された方を対象に、陽性者に対して登録に必要な処理番号が発行される仕組みとなっている。

全数届出の見直しにより、発生届の届出対象となる方が限定されるため、見直し後は、発生届が出された者のみに対し、処理番号が発行され、陽性登録が可能となる。発生届を出さずに健康観察等を行う場合、処理番号は発行されない。

新型コロナウイルス感染症の緊急避難措置による総数のみの報告

調査日：令和 年 月 日 医療機関名：

0歳	1～4歳	5～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～79歳	80～89歳	90歳以上	合計

滋 感 対 第 9 7 1 号
令和 4 年 (2022 年) 9 月 21 日

一般社団法人滋賀県医師会長
一般社団法人滋賀県歯科医師会長
一般社団法人滋賀県薬剤師会長
一般社団法人滋賀県病院協会長
各 地 域 医 師 会 長

様

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる「滋賀県新型コロナ診断後
申告窓口」の設置について

平素は、本県の感染症対策の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出の見直し後、発生届の対象外となる患者について、医療機関による診断後に、自己申告により患者情報を把握し、すみやかに必要な療養と支援につなげるため、「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」を別紙のとおり設置し、令和 4 年 9 月 26 日から運用を開始しますので、お知らせいたします。

各医療機関あてには、別添写しのとおり送付しておりますのでご承知おきください。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課
調査・検査係 担当：村井、鳩（にお）
TEL :077-528-3584
FAX :077-528-4866
E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

(写)

滋 感 対 第 9 7 3 号
令和 4 年 (2022 年) 9 月 21 日

各医療機関 御中

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる「滋賀県新型コロナ診断後
申告窓口」の設置について

平素は、本県の感染症対策の推進に格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題の件につきまして、新型コロナウイルス感染症患者の発生届による全数届出の見直し後、発生届の対象外となる患者について、医療機関による診断後に、自己申告により患者情報を把握し、すみやかに必要な療養と支援につなげるため、「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」を別紙のとおり設置し、令和 4 年 9 月 26 日から運用を開始しますので、お知らせいたします。

また、患者の方が本窓口へ申告する際、「With コロナの新たな段階への移行に向けた全数届出の見直しについて」(令和 4 年 9 月 21 日付け滋賀県健康医療福祉部感染症対策課事務連絡)別紙 1 の案内資料「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」が必要となりますので、必ず医療機関から患者の方へ案内資料をお渡しいただきますようお願いいたします。

滋賀県健康医療福祉部感染症対策課 調査・検査係 担当：村井、鳩 (にお) TEL :077-528-3584 FAX :077-528-4866 E-mail:coronataisaku4@pref.shiga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症にかかる 「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」の設置について

1. 申告窓口の概要

今般の、新型コロナウイルス感染症患者の全数届出の見直し後、発生届の対象外となる患者の方々について、医療機関による診断後に、自己申告により患者情報を把握し、すみやかに必要な療養と支援につなげるため、「滋賀県新型コロナ診断後申告窓口」を設置します。

2. 運用開始日

令和4年9月26日(月)

3. 窓口への申告が必要な方

医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断され、医療機関から配布される案内資料「新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へ」の医療機関記入欄に、届出の「対象外」と記入された方は、申告いただく必要があります。

- ・届出の「対象外」と記載された方
⇒申告が必要です。
- ・届出の「対象」と記載された方
⇒医療機関から保健所へ届出されているため、申告は不要です。

4. 患者情報の申告について

医療機関で診断を受けた患者の方から、滋賀県新型コロナ診断後申告窓口に自己申告していただきます。本窓口が患者情報を登録するとともに、患者の方に対して自宅療養時の注意事項や状態悪化時の連絡先等の案内を行います。

(1) 必要書類

届出の「対象外」で、滋賀県に居住または滞在されている患者の方は、案内資料に掲載のウェブフォーム等から申告を行ってください。申告の際には以下の書類が必要です。

① 本人確認書類の写真データ

下記のうちいずれか一つ(申告時に氏名・生年月日が確認できる写真データを添付)

- ・運転免許証、マイナンバーカード(表面のみ)
- ・健康保険証、年金手帳、年金証書
- ・パスポート番号、在留カード、特別永住者証明書、運転経歴証明書

※マイナンバーや保険者番号、年金番号等はマスキングしていただく必要があります

② 患者記入欄に、患者氏名等が記入された案内資料の写真データ

(2) 申告方法

- ・滋賀県ホームページ(以下 URL)にアクセスし、注意事項等を確認のうえウェブフォームから申告を行うことができます。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/327309.html>

- ・インターネットが使用できない場合や日本語が使用できない外国人の方である場合等、ウェブフォームから申告が行えない場合は、以下の問い合わせ窓口で電話で相談のうえ申告を行うことができます。

(4) 問い合わせ窓口

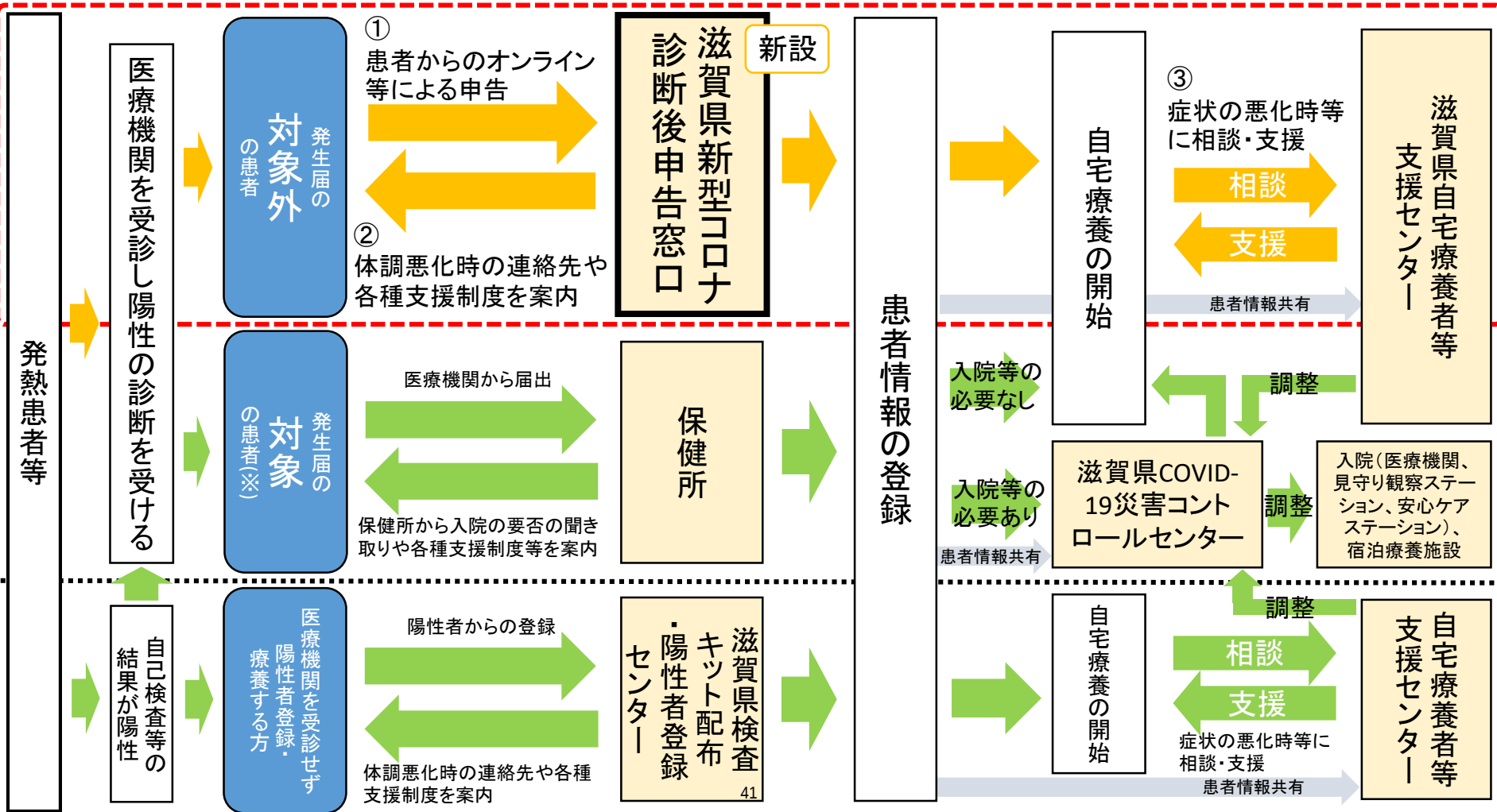
Tel:0120-935-897

受付時間:毎日9時から17時まで(土日祝も受付)

※ 令和4年9月26日開設予定

滋賀県新型コロナ診断後申告窓口

- 新型コロナウイルス感染症患者の発生届による全数届出の見直し後、発生届の対象外となる患者の方々について、医療機関による陽性の診断後に、自己申告により患者情報を把握し、すみやかに必要な療養と支援につなげるため、「**滋賀県新型コロナ診断後申告窓口**」を設置
- 患者の方からの申告を受けて、すみやかに各種療養支援制度等を案内するほか、登録された患者情報をあらかじめ関係機関等と共有することにより、その後の状態悪化時の入院・宿泊療養等の調整や、各種相談等の受付にも円滑・迅速に対応



※【発生届の届出対象の患者】…(1)65歳以上の方 (2)入院を要する方 (3)重症化リスクがあり治療薬の投与等が必要な方 (4)妊婦

医療機関で新型コロナウイルス感染症陽性と診断された方へお渡ししている資料です。
※療養や支援に必要な手続きなどのご案内を記載していますので、療養期間が終わるまで大切に保管してください。なお、後日、医療機関を受診される際はこの資料をご持参ください。

【患者記入欄】（診断後、すみやかに記入願います。）

患者氏名：_____

私は、新型コロナウイルス感染症が陽性と診断されました。

診断を受けた日：_____年 _____月 _____日

診断を受けた医療機関名：_____

【医療機関記入欄】（該当に○印）
あなたは、医療機関から保健所への患者の届出（発生届）の
（ 対象 ）です。

届出対象の方

届出対象

以下①～④のいずれかに該当する方が医療機関から保健所への届出対象となっています。

①65歳以上の者

②入院を要する者

③重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与が必要な者、又は重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者

④妊婦

県の担当部署からSMSまたは電話等により療養等に関する連絡をさせていただきます。

※連絡前に体調が悪化した場合等については、以下の連絡先にご相談ください。

届出対象外の方（窓口への自己申告が必要です）

・保健所からの連絡はありません。

・ご自身で療養期間等をご確認いただき、自宅療養を開始し、外出を自粛してください。

・各種支援制度を円滑にご利用いただくため、滋賀県新型コロナ診断後申告（下の申告フォーム）へ自己申告いただく必要があります。

・療養証明書等の発行はできません。

【申告フォーム】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/327309.htm>

【申告についての問い合わせ】

0120-935-897(9:00～17:00 土日祝対応)

Webからの申告フォームによる申告ができない場合はこちらへ、お問い合わせください。

【自宅療養中の留意点】

以下の滋賀県ホームページ(※)をご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/320613.htm>

(※)「滋賀県 自宅療養」で検索もできます。

【体調悪化時の連絡先】

体調悪化時は、以下の連絡先にご相談ください。

自宅療養中に体調が悪化した場合の連絡先

【大津市の方】大津市保健所

日中(9時～17時):TEL:070-3788-5670 / 090-9663-5670 / 090-3773-5670

夜間(17時～9時):TEL:090-9859-8147

【大津市以外の方】滋賀県自宅療養者等支援

077-574-8560(24時間対応)

参考資料「新型コロナウイルス感染症と診断された方へ」

(1)療養期間(外出自粛期間)について

症状がある場合は症状が出た日、症状が無い場合は検体採取日を基準に療養期間(外出自粛期間)が決まります。

	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目
症状がある	発症日	検体採取日	診断日	症状軽快後24時間経過していれば8日目に解除					療養解除	10日目までは感染リスクの高い行動を控える	
					療養期間(外出自粛期間)				←-----→		
無症状 (一度も症状が出ていない)	検体採取日	診断日							療養解除	10日目までは感染リスクの高い行動を控える	
					療養期間(外出自粛期間)				←-----→		

- 無症状の場合、5日目に自身で購入した抗原定性検査キット(研究用は使用不可)で検査した結果が陰性であれば、6日目から療養解除可能(7日目までは感染リスクの高い行動を控える)
- 無症状または症状軽快後24時間経過の場合、自主的な感染予防行動の徹底を前提に、食料品の買い出し等必要最小限の外出は可能(感染予防行動:外出時や人と接する際は短時間、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用など)

(2)食料品支援について

- 食料品支援に関するご案内(申込方法等)は、滋賀県ホームページ(※)に掲載しています。

(※)「滋賀県 自宅療養」で検索もできます。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/iryo/320613.html>



- 食料品支援の対象となる方は、自宅療養中で症状が出ている方のうち、ご家族全員が陽性かつ有症状で食料品を確保できない方 等です。

※無症状または症状軽快後24時間経過された方は、食料品の買い出し等必要最小限の外出は可能なため、本支援の対象としておりません。

お問い合わせ先:090-5905-3487
(9:00~17:00(12:00~13:00除く) 土日祝対応)

(3)濃厚接触者の範囲と待機期間

- 感染可能期間(発症日の2日前以降)に以下の接触がある場合等は濃厚接触の疑いがあります。濃厚接触の疑いのある方へ患者ご本人からご連絡ください。

- 同居家族
- 車内等で長時間の接触があった方
- 感染予防策(マスク等)なしで約1m以内の距離で15分以上の接触があった方 等

- 濃厚接触者で無症状の方は検査不要ですが、検査を希望される方はこちらからお申し込みください。

「検査キット配布・陽性者登録センター」

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/327003.html>

- 濃厚接触者の待機期間は、患者との最終接触日から5日間です。

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
最終接触日						待機解除

- 濃厚接触者は、食料品の買い出し等生活に必要な最低限の外出は認められています。その場合も、マスクの着用など感染防止対策の徹底をお願いします。



★English/中文/한국어/Español/Português/Tagalog/Tiếng Việt/Bahasa Indonesia

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryouhukushi/yakuzi/327319.html>



Ver 1.0

令和 4 年 9 月 6 日

会 員 各位

草津栗東医師会事務局

医療従事者表彰候補者の推薦について(依頼)

平素は、本会活動に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県医師会より滋賀県医師会表彰規則第 7 条に基づく、医療従事者表彰候補者の推薦について依頼がありました。

つきましては、該当の医療従事者の推薦について医療従事者表彰推薦調書（履歴用紙の添付は不要となりました）にご記入いただき 10 月 7 日(金)迄に草津栗東医師会事務局までご提出下さいますようお願い申し上げます（郵送または FAX : 564-8127）。推薦調書の様式はホームページ会員サイトの様式ダウンロード集に登載しています。

草津栗東医師会にて取りまとめのうえ、滋賀県医師会に報告致します。

なお、表彰式の開催の可否については検討中であり、今後の新型コロナウイルス感染状況も踏まえ、改めて案内するとのことであります。

【選考基準】

1. 会員が開設または管理する医療機関（公的医療機関および非保険医療機関ならびに滋賀県病院協会加入の病院は除く）に引き続き 10 年以上勤務する医療従事者でその勤務成績が良好と認められる者を対象とする。
2. すでに滋賀県医師会長の表彰を受けた者ならびに会員の家族である従業員は除く。
3. 在職年数は月をもって計算し、就職した月から 2022 年(令和 4 年)3 月 31 日までを調査期間とする。

以上

医療従事者表彰推薦調書

令和 年 月 日

推薦者

医療機関所在地

医療機関名

開設者または
管理者氏名

次の者を滋賀県医師会表彰規則第7条に基づく表彰候補者として推薦します。

(ふりがな)		生年 月 日	年 月 日 (満 才)	性別	男・女
氏 名					
被推薦者の住所				職 種	
勤務する医療機関名					
医療機関所在地					
在職期間	自 2022 年 3 月 31 日		在職年数	年 ヶ月	

<選考基準>

(1) 会員が開設または管理する医療機関（公的医療機関および非保険医療機関ならびに滋賀県病院協会加入の病院は除く）に引き続き10年以上勤務する医療従事者（医師および歯科医師は除く）でその勤務成績が良好と認められる者を対象とする。

(2) すでに滋賀県医師会長の表彰を受けた者ならびに会員の家族（配偶者[婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む]、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母）である従業員は除く。

(注) 氏名は、楷書体で省略せず、丁寧に記入すること

(注) 推薦者は、所属する地域医師会へ提出すること

第 38 回滋賀医学会総会プログラム（案）

テーマ：神経疾患の最新治療

と き：令和 4 年 11 月 12 日（土） 14：30～18：00

ところ：琵琶湖ホテル 3 階「瑠璃」（Web 配信併用）

総合司会 副学会長 中 村 隆 志

14：30 開会挨拶

滋賀県医師会 会長 越 智 眞 一

14：40【講演 1】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 野 田 秀 樹

「（仮）認知症について」

藤本クリニック

院長 藤 本 直 規 先生

<休憩 5 分程度>

15：45【講演 2】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 太 田 志 朗

「（仮）神経変性疾患について」

滋賀医科大学 内科学講座 脳神経内科

准教授 さな だ みつる 眞 田 充 先生

<休憩 10 分程度>

16：55【講演 3】

60 分

座長 滋賀医学会運営委員会 委員 鈴 木 孝 世

「（仮）神経免疫疾患について」

大津赤十字病院 脳神経内科

部長 松 井 まさる 大 先生

17：55 閉会挨拶

滋賀医学会 学会長 三ッ浪 健 一

日本医師会生涯教育制度 3.0 単位

CC19. 身体機能の低下（1 単位）、CC29. 認知能の障害（1 単位）、CC62. 歩行障害（1 単位）

日本内科学会認定総合内科専門医認定更新 2 単位（申請予定）

日医発第 568 号(生教)(保険)(介護)
令和 4 年 6 月 17 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中 川 俊 男
(公印省略)

「日医かかりつけ医機能研修制度 令和 4 年度応用研修会 (Web 講習会)」
の開催について

平素より『日医かかりつけ医機能研修制度』の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、標記研修会を下記のとおり開催する運びとなりましたのでご案内いたします。例年同様にご協力を賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

本会では、昨年度同様に「日本医師会 Web 研修システム」によるライブ配信の Web 形式で実施いたしますが、8 月 7 日開催の第 1 回研修会では、より多くの会員医師にご受講いただけるよう、希望する都道府県医師会に対しましては同時中継を行いますので、新型コロナウイルスの感染状況に応じて「座学受講会場」の実施をご検討ください。

なお、本会が主催する日程以外の開催につきましてもご協力を賜りたく、都道府県医師会等にて開催される同内容の研修会に対し、例年同様に開催支援（録画映像データ送付等）の準備を進めておりますことを申し添えます。

記

日 時： 第 1 回 令和 4 年 8 月 7 日 (日) 10:00～17:15
第 2 回 “ 9 月 18 日 (日) 10:00～17:15
第 3 回 “ 10 月 30 日 (日) 10:00～17:15

受講形式：「日本医師会 Web 研修システム」を使用したライブ配信 (Web 講習会)

構 成：【別紙 1】「プログラム」のとおり

申し込み：個別の申し込みになります。受講者が「日本医師会 Web 研修システム」の受講申し込みサイトよりお申し込みください。お申し込みの詳細は、【別紙 2】「開催要綱」および【別紙 3】「申込方法と受講の流れ」をご参照ください。

以上

添付資料 【別紙 1】プログラム ※
【別紙 2】開催要綱 ※
【別紙 3】申込方法と受講の流れ ※
【別紙 4】「Web 受講」に関するご案内 (都道府県医師会向け)
【別紙 5】「座学受講会場」の実施に関するご案内 (都道府県医師会向け)
【別紙 6】研修会の実施に関する連絡用紙 ※
【別紙 7】受講者数連絡用紙 (座学受講会場) ※

※印のデータは、日医 HP (日医かかりつけ医機能研修制度
・都道府県医師会専用ページ) に掲載します。

日医かかりつけ医機能研修制度 令和 4 年度応用研修会 (Web 講習会) プログラム

開催日 (第 1 回) 8 月 7 日 (日) 10:00～17:15

(第 2 回) 9 月 18 日 (日) 10:00～17:15

(第 3 回) 10 月 30 日 (日) 10:00～17:15

Web 受講 「日本医師会 Web 研修システム」によるライブ配信

10:00	(1) 開会・挨拶
	(2) 講義
10:05	【専門医共通講習—感染対策：1 単位】(予定) 応用研修 1-7：1 単位、生涯教育 CC 8:1 単位 1. かかりつけ医の感染対策 (60 分) 高山 義浩 (沖縄県立中部病院 感染症内科・地域ケア科 副部長) 釜菴 敏 (公益社団法人 日本医師会 常任理事)
11:05	応用研修 2-7：1 単位、生涯教育 CC19:1 単位 2. フレイル予防・対策 (60 分) 鳥羽 研二 (地方独立行政法人 東京都健康長寿医療センター 理事長) 飯島 勝矢 (東京大学 高齢社会総合研究機構 機構長 ・未来ビジョン研究センター 教授)
12:05	< 休憩・昼食 > (55 分)
13:00	応用研修 3-7：1 単位、生涯教育 CC13:1 単位 3. 地域リハビリテーション (60 分) 浜村 明德 (医療法人共和会 小倉リハビリテーション病院 名誉院長)
14:00	応用研修 4-7：1 単位、生涯教育 CC10:1 単位 4. かかりつけ医と精神科専門医との連携 (60 分) 長瀬 幸弘 (医療法人社団東京愛成会 高月病院 院長) 来住 由樹 (地方独立行政法人 岡山県精神科医療センター 院長)
15:00	< 休憩 > (10 分)
15:10	応用研修 5-7：1 単位、生涯教育 CC6:1 単位 5. オンライン診療のあり方 (60 分) 今村 聡 (公益社団法人 日本医師会 副会長)
16:10	応用研修 6-7：1 単位、生涯教育 CC12:1 単位 6. 新型コロナウイルス感染症とかかりつけ医～事例検討を通して～ (60 分) 大橋 博樹 (医療法人社団家族の森 多摩ファミリークリニック 院長) 清水 政克 (医療法人社団 清水メディカルクリニック 理事長・副院長)
17:10	(3) 閉会・挨拶
17:15	(4) 終了

開催要綱

日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会（Web講習会）

1. 目的・内容	「日医かかりつけ医機能研修制度」における応用研修に規定した中央研修です。 本研修会では、地域包括ケアシステムの構築に向け、かかりつけ医として日常行う診療の他に、地域における医療を取り巻く社会的活動、行政活動への積極的な参加や関係者との連携を行うこと等の社会的機能に関する内容を含んでおります。												
2. 主催	公益社団法人 日本医師会												
3. 開催日 (定員)	・第1回(定員:2,000名) 令和4年 8月 7日(日) 10:00~17:15 ・第2回(定員:2,000名) 〃 9月18日(日) 10:00~17:15 ・第3回(定員:2,000名) 〃 10月30日(日) 10:00~17:15												
4. 構成	【別紙1】「プログラム」のとおり												
5. 受講形式	「日本医師会 Web 研修システム」(以下、「Web システム」という。)を使用したライブ配信。												
6. 受講対象者	・「日医かかりつけ医機能研修制度」の申請を希望する医師 ・かかりつけ医となる全ての医師(診療科や主たる診療の場は問いません)												
7. 受講料	・医師会員(郡市区等医師会に所属)・・・無料 ・医師会非会員(郡市区等医師会に未入会)・・・10,000 円◆ ◆ 申し込み完了後にメールにて振り込み方法をご案内します。												
8. 申込方法 ・Web 受講 の流れ	個別の申し込みになります。各回の受講申込期間に、受講者が Web システムの受講申し込みサイト https://seminar.med.or.jp からお申し込みください。Web システムに関する詳細は、【別紙3】「申込方法と Web 受講の流れ」をご確認ください。 受講申込期間 第1回 7月14日(木) 13:00(19:00★) ~ 8月 1日(月) 12:00 第2回 8月24日(水) 13:00(19:00★) ~ 9月12日(月) 12:00 第3回 10月 6日(木) 13:00(19:00★) ~10月24日(月) 12:00 ※ 先着順のため、定員になり次第締め切りとなります。 ★ 13:00~の募集で申込者が1,000名に達すると、一時的に応募受付は終了した旨の表示になりますが、19:00になると残り1,000名分の応募受付が再び可能になります。												
9. 取得単位 ・受講証明	本研修会では、Web システムにて受講が確認された講義の単位等が下表のとおり認められ、受講実績は「全国医師会研修管理システム」に入力されます。受講証明書は、受講日の約2週間後より受講者が Web システムからダウンロードできます。 <table><tr><td></td><td>取得単位等</td><td>受講証明</td></tr><tr><td>① 応用研修 1~6</td><td>6(各1)単位</td><td>受講証明書</td></tr><tr><td>② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位</td><td>6CC・6単位</td><td></td></tr><tr><td>③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)</td><td>1単位</td><td>受講証明書</td></tr></table> ※ 各講義にあたる単位等は、【別紙1】「プログラム」をご参照ください。 ※ 受講証明の郵送はいたしませんのでご注意ください。		取得単位等	受講証明	① 応用研修 1~6	6(各1)単位	受講証明書	② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位	6CC・6単位		③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)	1単位	受講証明書
	取得単位等	受講証明											
① 応用研修 1~6	6(各1)単位	受講証明書											
② 日医生涯教育カリキュラムコード・単位	6CC・6単位												
③ 【専門医共通講習—感染対策】(予定)	1単位	受講証明書											
10. その他	・都道府県医師会座学受講会場： 第1回(8月7日)に限り、Web システムを通じてライブ配信を行います。座学受講会場の実施および詳細(定員、受講費 等)は、各都道府県医師会に委ねます。												

※ 「日医かかりつけ医機能研修制度」の修了申請および応用研修単位の取得状況、都道府県医師会座学受講会場に関するお問合せは、ご所属の（未加入の場合は勤務地等のある）都道府県医師会へお願いします。

申込方法と受講の流れ

日医かかりつけ医機能研修制度 令和4年度応用研修会（Web 講習会）

本研修会は、「日本医師会 Web 研修システム」（以下、「Web システム」という。）によるライブ配信です。Web システムにおけるお申し込み手順と受講の流れは、下記のとおりです。次ページの「受講上の注意」とあわせてご確認ください。

ご不明な点につきましては、Web システムのサイト内（右上）にあります [【よくあるご質問】](#) [【お申し込み手順】](#) [【講習会受講手順】](#) をご参照ください。なお、お申し込みやログイン、視聴など「日本医師会 Web 研修システム」に関するお問い合わせは、下記の★コールセンター★へお願いします。

★ 日本医師会 Web 研修システムコールセンター ★ 0570-003-012（ナビダイヤル）

コールセンター対応時間 水・木：17～21 時 土：13～17 時 日：10～18 時

※ 研修会当日（8/7、9/18、10/30）の対応時間は9～18 時

1. 受講申し込み

各回の受講申込期間に、受講者が Web システムのサイトから個別にお申し込みください。

① 「日本医師会 Web 研修システム」 <https://seminar.med.or.jp> にアクセス

② 「主催」で日本医師会を選択して **検索** をクリック

③ 受講を希望する研修会の **Web** をクリック

④ ※ Web 講習に申込みされる場合は、視聴環境を確保するために、当日までに動画テストを視聴してください。
☐ **上記について了解しました（チェックすると申込みが可能になります）**

をご了解いただきましたら、☐ に✓を入れて、**Web 講習 申込み** をクリック

⑤ 必要事項を入力してお申し込みください。

※ 研修会受講の他、Web システムへログインする度にログイン ID（メールアドレス）とパスワードが必要になります。お忘れにならないようご注意ください。

※ 入力内容等の詳細は、本サイト内（右上）にある [【申し込み手順】](#) をご参照ください。

お申し込み完了後

2. お申し込み内容と視聴環境の確認

⑥ お申し込み内容のご確認

お申し込みが完了しますと、ご登録されたメールアドレスへ「お申し込み完了メール」が自動送信されます。受講に必要な URL 等の詳細が明記してありますので、内容をご確認のうえ保存してください。

※ 「お申し込み完了メール」が届かない場合は、ログイン ID（メールアドレス）のお間違えの可能性があります。ログイン ID は Web システムへログインする度に必要になりますので、★コールセンター★までご連絡のうえ、メール受信をご確認ください。

⑦ 研修会動画の視聴環境を確認

研修会を視聴する際に使用するパソコンで、「日本医師会 Web 研修システム」サイトの **動画テスト** **視聴** から動画テストが視聴できるか確認してください。

（医師会非会員の受講者のみ）

「お申し込み完了メール」送信から 1～2 週間後

（医師会員）

受講料の振込み

⑧ 医師会非会員（郡市区等医師会に未加入）の受講者には、メールにて受講料の振込方法を個別にご案内します。期日までにお振込みください。

3. 研修会の受講

⑨ 研修会資料のダウンロード

各回のログイン開始日時以降は、「Web システム」サイトの **ログイン** より、受講申込時に登録した ID とパスワードでログインすると、**講習会資料等一覧** から事前に資料がダウンロードできます。

⑩ 研修会の受講（当日）

「お申し込み完了メール」にある URL から「Web システム」にログインし、講習会受講ページに進んでご受講ください。

※ 受講に関する詳細は、本サイト内（右上）にある **講習会受講手順** をご参照ください。

⑪ 「Web システム」によるライブ配信中は、下記(ア)～(ウ)にて各講義の受講を確認します。

(ア) 各講義中に、Web システムが定期的にログで視聴を確認

(イ) 各講義中に、Web システムがランダムに配信するキーワードを受講者が入力

(ウ) 講義「かかりつけ医の感染対策」に限り、講義配信後に、日本専門医機構の規定によるテスト（5 問）を実施

※ 講義ごとに受講を確認しますので、時間に遅れてのログインや、途中で退席された場合、キーワード未入力の場合は、単位が取得できないことがあります。また、中間の講義であっても、受講の確認ができない場合は単位が取得できない場合もあります。予めご承知おきください。

※ 講義「かかりつけ医の感染対策」に限り、(ア)(イ)に加えて(ウ)の合格（80%以上の正解）が必要です。80%以上の正解を得るまで繰り返し解答できますが、Web システムから指定された日時までに 80%以上の正解が得られない場合は不合格となり、当該講義は未受講となります。「応用研修」の単位と「日医生涯教育」カリキュラムコード・単位も付与されませんのでご注意ください。



受講日から約 2 週間後

4. 受講証明（証明書類）のダウンロード

⑫ 「Web システム」にて受講証明が発行されると、講習会トップページに **受講証明はこちら** が表示されます。ログイン後に **受講証明一覧** から受講証明をダウンロードしてください。

※ 受講証明書の発行が可能になりましたら、その旨をメールでお知らせします。

受講上の注意

(1) Web 受講の際に必要な「情報端末」「周辺機器」

本研修会は、インターネットに接続できる環境で、パソコンやタブレット端末からの受講をお願いいたします。マイク・カメラ等の特別な付属設備は不要ですが、**スマートフォンでは受講できません**のでご注意ください。

対象 OS : Windows10（最新版）、MacOS（最新版）

対象ブラウザ : Googlechrome、MicrosoftEdge、Safari、Firefox

※Windows8/8.1 以前のバージョン及び **InternetExplorer** では受講できません。

(2) 動画テスト視聴

視聴端末やインターネット通信環境によっては、接続が不安定になる場合がございます。事前に、研修会を視聴する場所にて、視聴に使用するパソコンやタブレット端末から Web 研修システムのサイトにアクセスし、**動画テスト視聴** の動画テストを視聴が可能であるか確認をお願いします。

(3) 受講のキャンセル

申し込み後にキャンセルする場合は、Web システムにてお申し込みされた講習会にログインのうえ、キャンセルの手続きをお願いします。

日本医師会 介護保険課
E-mail : kaigo@po.med.or.jp
TEL : 03-3942-6491（直）

2022年4月からパワーハラスメント防止措置が全企業に義務化されました。

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が令和元年に成立、これにより労働施策総合推進法が改正され、「職場におけるパワーハラスメント防止対策」が令和4年4月1日から中小企業においても義務付けられました。

本会の対応の一環として、「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」を5月11日に制定、6月1日に一部改正いたしました。

職場におけるハラスメントの防止に関する規程

令和4年5月11日制定

令和4年6月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、滋賀県医師会就業規則(以下「就業規則」という)第3条第5項の規定及び労働施策総合推進法等の関係法に基づき、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(以下「職場におけるハラスメント」という)を防止するために職員が遵守すべき事項を定める。

なお、この規程における職員とは、役員、会員、正職員、嘱託職員、契約職員、臨時職員、派遣職員等名称や雇用条件にかかわらず、本会の業務及び活動に関わる全ての者をいう。

(パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの定義)

第2条 パワーハラスメントとは、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより、就業環境を害することをいう。なお、客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導については、職場におけるパワーハラスメントには該当しない。

2 セクシュアルハラスメントとは、職場における性的な言動に対する他の職員の対応等により当該職員の労働条件に関して不利益を与えること又は性的な言動により他の職員の就業環境を害することをいう。また、相手の性的指向又は性自認の状況にかかわらず、異性に対する言動だけでなく、同性に対する言動も該当する。

3 前項の他の職員とは直接的に性的な言動の相手方となった被害者に限らず、性的な言動により就業環境を害されたすべての職員を含むものとする。

4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントとは、職場において、上司や他の職員が、職員の妊娠・出産及び育児等に関する制度又は措置の利用に関する言動により職員の就業環境を害すること並びに妊娠・出産等に関する言動により女性職員の就業環境を害することをいう。なお、業務分担や安全配慮等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性に基づく言動によるものについては、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントには該当しない。

5 第1項、第2項及び第4項の職場とは、職員が業務を遂行するすべての場所をいい、また、就業時間内に限らず、実質的に職場の延長とみなされる就業時間外の時間を含むものとする。

(禁止行為)

第3条 すべての職員は、他の職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序並びに協力関係を保持する義務を負うとともに、その言動に注意を払い、職場内において次の第2項から第5項に掲げる行為をしてはならない。また、職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはならない。

2 パワーハラスメント(第2条第1項の要件を満たした以下のような行為)

- (1) 暴行・傷害などの身体的な攻撃
- (2) 脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言などの精神的な攻撃

- (3) 隔離・仲間外し・無視などの人間関係からの切り離し
 - (4) 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害など
 - (5) 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと
 - (6) 職場内外での継続的な監視や、私的なことに過度に立ち入ること
 - (7) その他の前条第1項に該当する行為
- 3 セクシュアルハラスメント(第2条第2項の要件を満たした以下のような行為)
- (1) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
 - (2) わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
 - (3) 性的及び身体上の事柄に関するうわさの流布
 - (4) 不必要な身体への接触
 - (5) 性的な言動により、他の職員等の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
 - (6) 交際・性的関係の強要
 - (7) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った職員等に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
 - (8) その他の前条第2項に該当する行為
- 4 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント(第2条第4項の要件を満たした以下のような行為)
- (1) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇その他不利益な取扱いを示唆する行為
 - (2) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動
 - (3) 妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等
 - (4) 妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動
 - (5) 妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等
 - (6) その他の前条第4項に該当する行為
- 5 職員等が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為

(懲戒)

第4条 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める懲戒処分を行う。

- (1) 第3条第2項(2)から(7)、第3条第3項(1)から(5)までのいずれか若しくは(8)の行為及び第4項の行為を行った場合は、就業規則第47条(1)から(3)までに定める譴責、減給、出勤停止とする
- (2) 前号の行為が再度に及んだ場合、その情状が悪質と認められる場合、第3条第2項(1)又は第3条第3項(6)、(7)の行為を行った場合は、就業規則第47条(4)に定める懲戒解雇とする
- (3) 役員等就業規則の適用を受けない者については、会長が厳正に対処する

(相談及び苦情への対応)

第5条 職場におけるハラスメントに関する相談窓口は事務局長又は各課課長とし、その責任者は事務局長とする。但し、事務局長等上席が当事者の場合は次席の者とする。

- 2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての職員等は、職場におけるハラスメントに関する相談を相談窓口の担当者に申し出ることができる。
- 3 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、事務局長に報告する。事務局長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他職員等に事実関係を聴取することとする。
- 4 前項の聴取を求められた職員等は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。
- 5 対応マニュアルに沿い、事務局長は会長に事実関係を報告し、事務局長は、問題解決のための措置として、第4条による懲戒の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。
- 6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーを保護するとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わないこととする。

(再発防止の義務)

第6条 事務局長は、職場におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析等、適切な再発防止策を講じなければならない。

附則 本規定は令和4年4月1日から実施する。

西暦 年 月 日

社会保険診療報酬支払基金理事長 あて

【申請者】

都道府県コード

--	--

 点数表コード

--

保険医療機関コード

--	--	--	--	--	--

保険医療機関名称

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

オンライン資格確認等顔認証付きカードリーダー提供申請書

「保険医療機関等向け医療提供体制設備整備交付金実施要領」の「第2 交付対象事業」の2に規定される顔認証付きカードリーダーについて、同実施要領の「第5 交付の条件」に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第6 申請手続き」の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 顔認証付きカードリーダー（必須）			希望順位	
メーカー名	製品名(型番)	台数	第一	第二
富士通	C a o r a			
メーカー名	製品名(型番)	台数	第一	第二
パナソニック	顔認証付きカードリーダー			
メーカー名	製品名(型番)	台数	第一	第二
アルメックス	S m a - p a マイタッチ（ホワイト）			
メーカー名	製品名(型番)	台数	第一	第二
キヤノン	H i - C A R A			
メーカー名	製品名(型番)	台数	第一	第二
アトラス	E X C - 9000			

※病院は最高3台、診療所・薬局は1台申込みができます。

※第一希望機種の右枠「第一」の欄に☑を、第二希望機種の右枠「第二」の欄に☑を付してください。

※申請書提出後のキャンセル・機種変更はできませんのでご了承ください。また、メーカーの在庫によって、ご希望の機種を提供することができない可能性がございます（その場合は、社会保険診療報酬支払基金から別途ご連絡いたします）。

※受付が完了した場合は、記載いただいたメールアドレスにメールにて報告いたします。

2 オンライン資格確認導入(予定)時期（必須）

西暦

--

 年

--

 月 導入予定

3 レセプトのオンライン請求について（必須）

☐ 導入している

☐ 未導入（導入予定あり） ➡ 西暦

--

 年

--

 月 導入予定

☐ 導入予定なし

■ 事業目的

総務資料 7

- ・本県の特定健診未受診者の約5割は生活習慣病で通院中ですが、「通院中のため健診不要」と考える方が多く、健診受診に至っていません。
- ・「通院中であっても健診は必要」というメッセージを患者に伝える取組を、医療機関のご協力のもと、実施することで、健診受診率の向上を図るものです。

■ 事業概要

1. 対象者

通院中の健診未受診者

2. 内容

- ・受診勧奨リーフレットを特定健診実施医療機関に配布（10月4日頃予定）
- ・医療機関の受付や待合室に設置いただき、健診受診を勧奨するもの

< 受診勧奨リーフレット >

規 格：A4版、片面カラー

枚 数：18,000枚

配布先：県内の特定健診実施医療機関
約550か所

※1医療機関あたり、30枚程度

< 動画 > ※ご希望の医療機関のみ

- ・リーフレットと同内容の動画
- ・医療機関の待合室で流していただくことが可能

■ 医師会への依頼事項

○医療機関の受付や待合など、多くの患者の目に触れる場所に受診勧奨リーフレットの設置をお願いします。

○診察時に、受診勧奨リーフレットを患者にお渡しいただくなど、可能な範囲で、医師から患者に「健診受診」についてお声掛けください。

○リーフレットと同内容の動画を提供します。
（ご希望の医療機関のみ）
医療機関の待合室等のサイネージで情報発信をお願いします。

40～74歳の自営業の方、配偶者の方へ

通院しているから
『健診』は必要ないでしょ？

／いいえ！／

必要です。



自覚症状のない病気の芽を
早期に摘み取るために
特定健診は必要です。

通院で行う検査は、治療中の病気に関する項目に限られ、
生活習慣病の早期発見のための項目すべての検査を行って
いません。（治療以外の検査項目は保険適用外です）

年に一度
無料で
受けられます

特定健診で治療中の病気以外の
病気が見つかるケースが！

毎年「特定健診」受けて、自身の
健康状態のチェックを！



検査費用は無料

40歳～74歳の市町村国保加入者



短時間の検査

1時間程度



プロの健康指導

該当者のみ特定保健指導
あなたに合わせた改善プログラムと
プロのアドバイスで無理なく続けられる！

特定健診は**当院**で受けられます



検査当日は、市町村から届いた
「受診票」と「保険証」をお持ちください。



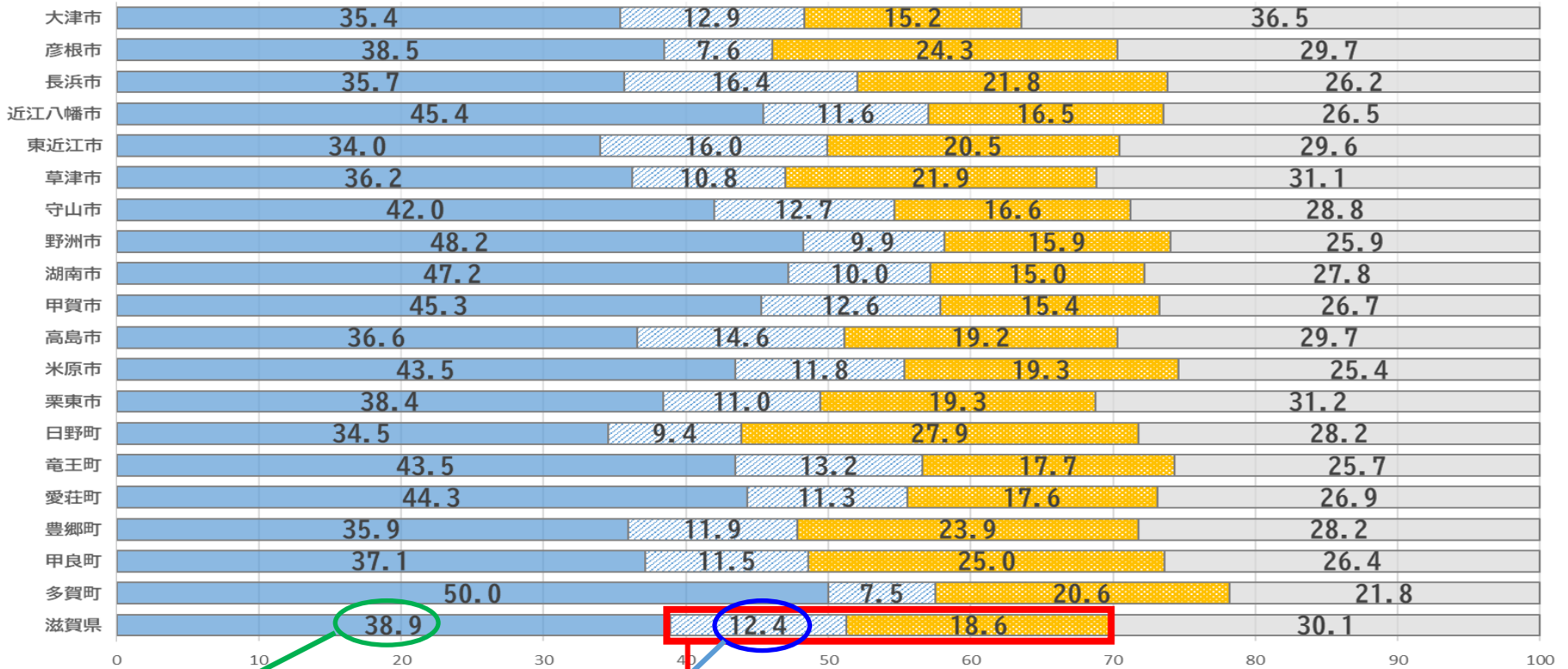
お申し込みは
窓口まで

※令和3年度に提出されたレセプトから集計

令和3年度特定健診対象者の状況

※特定健診未受診者リスト（国保連合会作成）から加工

- 健診受診者
- ▨ 健診未受診者：生活習慣病レセプトあり／血液検査あり
- 健診未受診者：生活習慣病レセプトあり／血液検査なし
- 健診未受診者：生活習慣病レセプトなし



健診受診者 約40%

健診未受診者 約60%

令和元年度 41.8%、令和2年度 35.5%

※令和元年度まで徐々に受診率が向上していたが、
コロナ前の水準には至っていない

生活習慣病治療あり 約50%

約3万人

生活習慣病治療なし 約50%

特定健診の血液検査項目を治療の中で実施
治療中患者情報提供書の利用促進

治療中患者情報提供の仕組みを
最大限実施することで

約1.2%の受診率向上

医師会・医療機関との
連携による受診勧奨

健診未受診者のうち、
約50%は生活習慣病で治療中

患者への受診勧奨をお願いします

ナッジ理論等を活用した受診勧奨

健康無関心層に効果的な
受診勧奨

全市町が実施

特定健診対象者の受診形態（令和２年度特定健診受診者の状況）

参考資料

※令和3年度 受診形態別受診状況は、現在集計中

令和２年度	対象者数		受診者数 ※下段は割合						受診率
			集団健診	個別健診	人間ドッグ	治療中患者 情報	その他	合計	
大津市	51,083	受診者数	687	13,937	1,516	30	0	16,170	31.7%
		割合	4.2%	86.2%	9.4%	0.2%	0.0%	100.0%	
彦根市	14,908	受診者数	758	3,022	1,095	433	8	5,316	35.7%
		割合	14.3%	56.8%	20.6%	8.1%	0.2%	100.0%	
長浜市	17,068	受診者数	2,258	1,974	449	283	54	5,018	29.4%
		割合	45%	39.3%	8.9%	5.6%	1.1%	100.0%	
近江八幡市	12,407	受診者数	0	4,926	279	37	7	5,249	42.3%
		割合	0.0%	93.8%	5.3%	0.7%	0.1%	100.0%	
東近江市	15,780	受診者数	1,727	1,404	1,381	292	37	4,841	30.7%
		割合	35.7%	29.0%	28.5%	6.0%	0.8%	100.0%	
草津市	15,846	受診者数	154	4,569	569	24	31	5,347	33.7%
		割合	2.9%	85.4%	10.6%	0.4%	0.6%	100.0%	
守山市	11,204	受診者数	0	3,958	389	47	71	4,465	39.9%
		割合	0.0%	88.6%	8.7%	1.1%	1.6%	100.0%	
野洲市	6,855	受診者数	0	3,522	110	1		3,633	53.0%
		割合	0.0%	96.9%	3.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
湖南市	8,463	受診者数	210	3,300	125	31	45	3,711	43.8%
		割合	5.7%	88.9%	3.4%	0.8%	1.2%	100.0%	
甲賀市	12,680	受診者数	222	4,552	419	122	8	5,323	42.0%
		割合	4.2%	85.5%	7.9%	2.3%	0	100.0%	

令和２年度	対象者数		受診者数 ※下段は割合						受診率
			集団健診	個別健診	人間ドッグ	治療中患者 情報	その他	合計	
高島市	8,682	受診者数	703	1,548	395	462	136	3,244	37.4%
		割合	21.7%	47.7%	12.2%	14.2%	4.2%	100.0%	
米原市	5,896	受診者数	1,384	440	206	56	56	2,142	36.3%
		割合	64.6%	20.5%	9.6%	2.6%	2.6%	100.0%	
栗東市	8,085	受診者数	307	2,243	174	9	5	2,738	33.9%
		割合	11.2%	81.9%	6.4%	0.3%	0.2%	100.0%	
日野町	3,465	受診者数	301	369	90	188	29	977	28.2%
		割合	30.8%	37.8%	9.2%	19.2%	3.0%	100.0%	
竜王町	1,710	受診者数	282	368	45	74	1	770	45.0%
		割合	36.6%	47.8%	5.8%	9.6%	0.1%	100.0%	
愛荘町	2,842	受診者数	0	724	162	76	111	1,073	37.8%
		割合	0.0%	67.5%	15.1%	7.1%	10.3%	100.0%	
豊郷町	1171	受診者数	213	123	58	5	21	420	35.9%
		割合	50.7%	29.3%	13.8%	1.2%	5.0%	100.0%	
甲良町	1324	受診者数	255	74	64	9	0	402	30.4%
		割合	63.4%	18.4%	15.9%	2.2%	0.0%	100.0%	
多賀町	1,209	受診者数	385	105	95	15	58	658	54.4%
		割合	58.5%	16.0%	14.4%	2.3%	8.8%	100.0%	

※令和3年度健診対象者のうち、約12%の健診未受診者が、生活習慣病で医療機関に受診しており、治療の中で特定健診の血液検査項目を実施しています。

これらの方には「治療中患者情報の提供」の仕組みを利用することで、健診実施に変えられ、受診率に加算することができます。「診察所見」と「医師の判断」欄以外は、患者本人および医療従事者が記入できる項目となっていますので、是非利用ください。

なお、『治療中患者情報の提供』の様式の補填は、県医師会までご連絡ください。

【滋賀県医師会からのお願い】

※令和4年度の途中経過として、集団健診を実施する市町において、例年よりも集団健診の受診者数が減っています。健診実施機関での個別健診の実施について、更なるご協力をお願いします。

令和4年度

「診療所・病院の外来部門で働く 看護職のための認知症対応力向上研修」

認知症高齢者が増加する中、地域や在宅での対応力向上が求められています。
この研修は、認知症の理解を深め、医師との連携のもとに認知症の人と家族への
支援等を担えることを目的に開催します。
是非ご参加くださいますよう、ご案内します。

日 時： 令和4年12月1日（木）14時10分～16時30分
（受付14時00分～）

場 所： 滋賀県看護研修センター（草津市大路二丁目11番51号）
※ 駐車場がありませんので公共交通機関をご利用ください。

講 師： 鈴木 孝世 氏（草津ケアセンター 認知症サポート医）
堀尾 素子 氏（豊郷病院 認知症看護認定看護師）

対 象： 診療所・病院の外来部門で働く看護職
～ご希望があれば、看護職以外の医療従事者の方もお応募ください～

内 容： ・ 認知症の理解（病態、治療）
・ 認知症の方や家族への対応

申し込み： 看護職の方は、当協会『研修申込サイト』よりお申込みください。
看護職以外の方は、裏面『FAX用紙』にてお申し込みください。

応募期間： 令和4年10月1日～10月30日

定 員： 50名

受講料： 無料

新型コロナウイルス感染状況により、研修方法を変更する場合があります。

**【お問合せ先】**

公益社団法人 滋賀県看護協会 教育部

〒525-0032草津市大路2丁目11番51号

TEL：077-564-6699（直通） FAX：077-562-8998

第25回 滋賀県看護学会

学会テーマ

次世代につなぐ看護
～コロナから私たちは何を学んだか～

日 時

令和4年12月8日（木） 10：00～16：30

場 所

滋賀県看護協会 看護研修センター

参加費
無料

プログラム

午前：看護研究発表会

午後：基調講演・シンポジウム【一般公開】

◆基調講演（13:45～14:45）

「これからの看護職への期待」

講師：前滋賀県看護協会会長 廣原恵子氏

◆シンポジウム（15:00～16:30）

「次世代につなぐ看護への期待」

シンポジスト：滋賀県立総合病院

大江 秀典氏

関西臨床宗教師会

認定臨床宗教師

野々目月泉氏

前滋賀県看護協会会長

廣原 恵子氏

開催方法

ハイブリット形式（会場参加・Zoom参加）

申込方法

滋賀県看護協会研修申込サイトよりお申込みください

公益社団法人滋賀県看護協会

あなたは、看護協会に入会していますか？

入会されていない方は是非ご入会ください。また、入会されている方は、入会の継続をお願いします。
※入会したつもりでも会費が未納の場合があるのでご注意ください。

入会するとこんな特典が！ 会員限定サービスがあります。

看護の今がわかる！最新の看護情勢・情報をキャッチ！

- *日本看護協会ニュースのお届け（月1回）
- *滋賀県看護協会の広報紙「Nurse Lake（ナースレーク）」のお届け（年4回）
- *看護研修センターの図書室をご利用いただけます（日本看護協会や滋賀県看護協会図書の閲覧や貸出）

働くあなたをサポートします！

- *働く環境の改善等、個人では達成できない問題の解決がはかれます
- *弔慰金や見舞金をうけとることができます



医療事故への対応

- *日本看護協会の「看護職賠償責任保険制度」に任意でご加入いただけます
- *加入者は、日常看護業務上生じた医療安全にかかわる疑問や質問、トラブルや事故が発生した場合など、ご相談やご支援がうけられます → 《お問い合わせ先》看護職賠償責任保険制度コールセンター TEL.0120-088-073

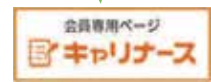
学会・研修は会員料金！

- *多彩な研修や学会を会員料金で受講できます（非会員は2.5倍となります。例えば：会員価格2,200円で受講できる研修が非会員なら5,500円となります。）
- *研修受講歴が登録でき、研修履歴を記憶していなくてもスマホで確認できます（キャリアース）

便利な会員専用ページ「キャリアース」が使えます！

- *日本看護協会の資料室の資料にアクセスできます
- *スマートフォンで電子会員証を表示できますので、カード携帯が不要になります
- *会員情報の変更もパソコン・スマートフォンから手続きができます

検索してみてください



施設割引等・会員限定の優待制度

- *施設の利用：草津駅周辺ホテルの宿泊料金が特別料金…等。詳しくは滋賀県看護協会HPをご覧ください。
- *HPアドレス：<http://shiga-kango.jp/> 「入会のご案内」⇒「会員限定優待制度」



看護協会は、現場のさまざまな“困った”を解決するための活動をしています。



看護職の働く環境づくり、処遇改善、看護職確保、看護の質向上等の実現のためには会員の数が重要です。
全国の看護職が一丸となって取り組みましょう。

◎日本看護協会は、国民への質の高い医療の提供を目的に、資格認定制度を運営しています。

※専門看護師、認定看護師、認定看護管理者の3つの資格があります。

※「専門看護師」「認定看護師」「認定看護管理者」の3つの名称は日本看護協会の登録商標です。

入会のご案内

◆入会資格：保健師・助産師・看護師・准看護師の資格があれば、どなたでも入会できます。

◆年会費：12,000円（滋賀県看護協会費 7,000円＋日本看護協会費 5,000円の同時入会となります）

新規入会時は、入会金 5,000円が必要です。再入会は、入会金不要です。

（但し、平成6年度以降の入会の方に限ります。滋賀県看護協会にご確認ください。）

入会登録完了後、勤務先またはご自宅に会員証や会員バッジ、機関紙などが届きます。

令和 4年 8月 8日

草津栗東医師会
会長 新木 真一 様

滋賀医科大学医学部附属病院
病院長 田 中 俊 宏
【公 印 省 略】

病診連携の推進に係る意見交換会の開催について

平素は本院の運営、特に病診連携につきまして、格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、病診連携の一層の推進を図るため、標記会議を下記のとおり開催いたしますので、ご出席賜りますようご案内申し上げます。

また、貴会会員の先生方についてもご出席いただきますよう、滋賀県各地域職域医師会および滋賀県歯科医師会を取りまとめのうえ、よろしくお願い申し上げます。

今年度は、施設紹介はございませんので、ご了承いただきますようお願いいたします。

記

日 時： 令和 4年10月27日（木） 午後2時～3時40分

場 所： 滋賀医科大学 リップルテラス2階 会議室1

形 式： 対面式と遠隔通信式（Zoom）のハイブリッド形式（Zoom使用のためのURL、ID、及びパスワードにつきましては、前日までにお送りいたします。予定では、開催時刻15分前には、Zoomミーティングに参加できる状態にいたしますので、ご準備の程よろしくお願いいたします。）

内 容：

（1）病診連携の推進に係る意見交換会

司 会：漆 谷 真 患者支援センター長

（2）講演（ショートレクチャー 各10分程度）

「膵がんの早期発見を目指した地域連携の取り組み」

消化器内科： 稲富 理 准教授

「精神科の診療紹介」

精 神 科： 吉村 篤 講 師

「単孔式肺癌手術」

呼吸器外科： 大塩 恭彦 講 師

「救急科の役割について」

救 急 科： 加藤 隆之 助 教

*恐れ入りますが準備の都合上、別紙出席者票を9月30日（金）までにメール（宛先：hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp）にてお知らせ下さいますようお願いいたします。

地域医療連携係 あて
(滋賀医科大学医学部附属病院)

病診連携の推進に係る意見交換会出席者票

(令和4年10月27日(木)開催)

草津栗東 医師会

No.	医 院 名 等	ご 芳 名	出席形式(本 院 ・ Zoomのどちらかに○をしてください)	メールアドレス(Zoomでご出席される場合のみご記入ください)
1			本 院 ・ Zoom	
2			本 院 ・ Zoom	
3			本 院 ・ Zoom	
4			本 院 ・ Zoom	
5			本 院 ・ Zoom	
6			本 院 ・ Zoom	
7			本 院 ・ Zoom	
8			本 院 ・ Zoom	
9			本 院 ・ Zoom	
10			本 院 ・ Zoom	
11			本 院 ・ Zoom	
12			本 院 ・ Zoom	
13			本 院 ・ Zoom	
14			本 院 ・ Zoom	
15			本 院 ・ Zoom	

・Zoom使用のためのURL、ID、及びパスワードにつきましては、前日までにお送りいたします。予定では、開催時刻15分前には、Zoomミーティングに参加できる状態にいたしますので、ご準備の程よろしくお願いいたします。

・**9月30日(金)までにメール(提出先メールアドレス: hqchiiki@belle.shiga-med.ac.jp)にてご返信**いただきますようよろしくお願いいたします。

送付・連絡先

〒520-2192 大津市瀬田月輪町
滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センター(医療サービス課地域医療連携係)
担当 田中 明博 TEL 077-548-2513
FAX 077-548-2815

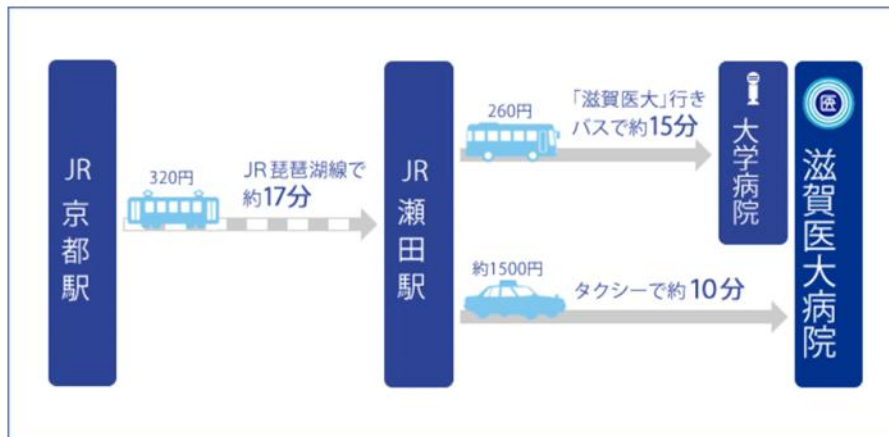
会場のご案内

滋賀医科大学医学部附属病院 (滋賀県大津市瀬田月輪町)

交通アクセス

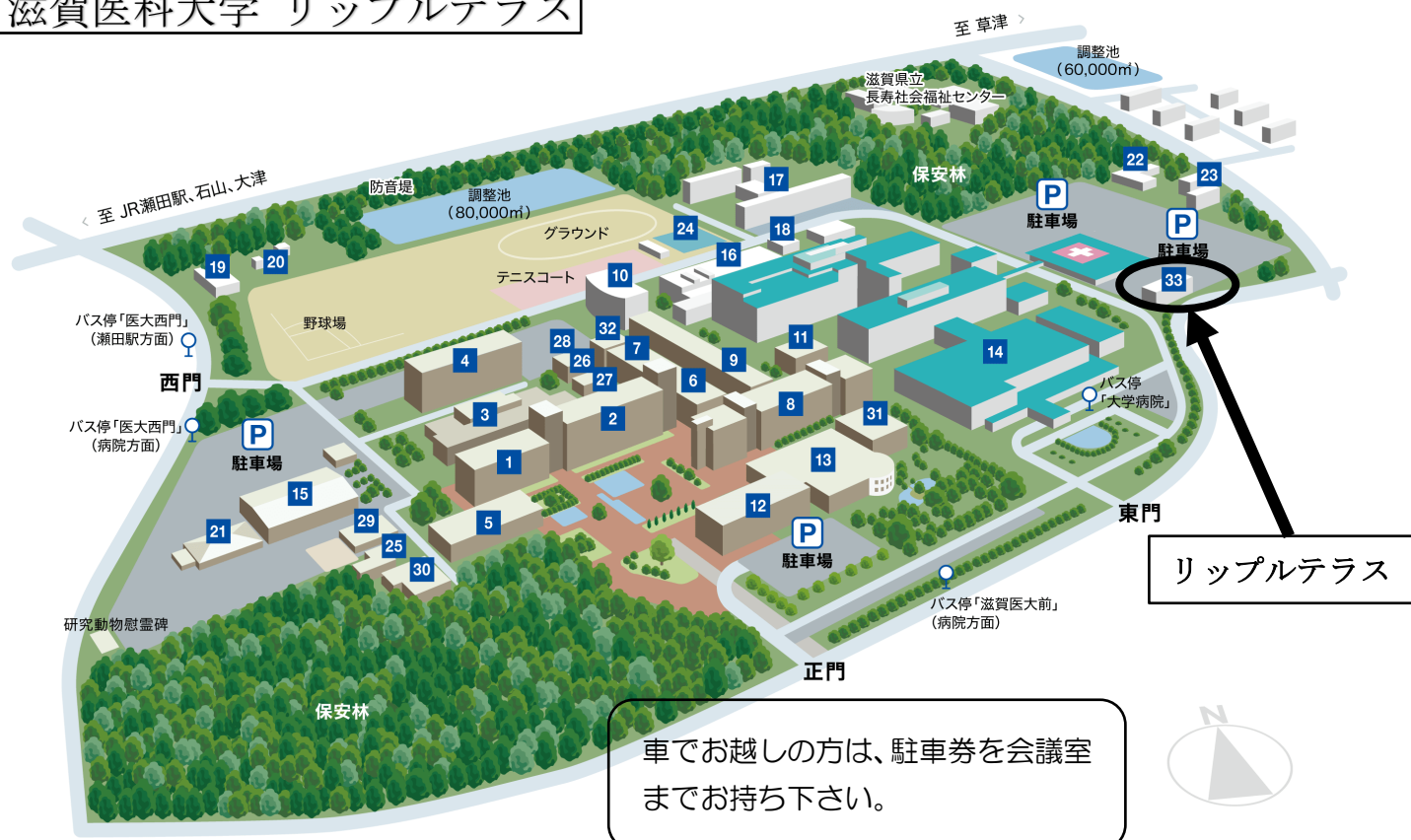
公共交通機関でお越しの方

JR東海道本線(琵琶湖線)の「瀬田駅」で下車。「滋賀医大」行きのバスに乗車し、「大学病院」で下車。



※手前の「医大西門」「滋賀医大前」バス停ではなく、病院敷地内の「大学病院前」バス停でお降りください。

滋賀医科大学 リップルテラス



2022
年度

滋賀県在宅医療推進 サポート事業 研修のご案内

滋賀医科大学医学部附属病院 看護臨床教育センター

研修のご案内

平素は、当院看護臨床教育センター事業に格別のご支援とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今年度も滋賀県補助金により在宅医療サポート事業において、研修を開催することとなりました。つきましては、在宅療養に携わっておられる医療・介護職(薬剤師、看護師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士、介護福祉士、介護支援専門員等)の皆様にご案内いただきますようお願い申し上げます。

今回は、Zoom ミーティングを利用した WEB 形式と対面による演習を交えた研修を企画しております。5つのプログラムを準備しておりますので、ご検討ください。お申込みお待ちしております。

● 研修プログラム

I. 「多職種で学ぶ在宅スキルアップ研修」

対象:在宅療養に携わる医療・介護職等

在宅療養を支えるために必要な基本知識や技術を学ぶ研修

II. 「看護実践力チェックセミナー」

対象:在宅療養に携わる看護職

普段の看護技術の確認や、新たに基本的知識・技術を習得する研修

III. 「地域在宅看護力向上研修<病院(外来)-在宅(診療所・事業所)-施設>」

対象:外来・診療所・介護サービス事業所・訪問看護ステーションの看護職等

病院(外来)と在宅(診療所・介護事業)施設の連携、在宅療養者支援について学ぶ研修

IV. 「多職種の看取りケア向上研修」

対象:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、グループホーム等の介護職員・看護職員等

看取りに関する認識・知識を深め、看取りケアの質の向上を目指す研修

V. 「訪問看護ステーション出向経験者と学ぶ在宅療養支援と地域連携研修」

対象:在宅療養に携わる看護職、管理者、看護学生

病院と訪問看護ステーションの連携強化による人材育成について学ぶ研修

● リモート(Zoom)による講師派遣、オンライン研修や教育支援に関するご相談に応じます。

参加費：無料

通信料はご負担となります。Wi-Fi 等、インターネット通信環境が必要です。

場 所：『Z o o m』W e b 研修

滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県大津市瀬田月輪町 リップルテラス会議室 1

医療研修施設ニプロ i M E P 滋賀県草津市野路町 3023 番地

問合せ先：滋賀医科大学医学部附属病院 看護臨床教育センター

☎ 077-548-3578 メール hqcneq@belle.shiga-med.ac.jp

令和4年度 滋賀県在宅医療推進サポート事業 研修一覧

研修 番号	場所 方法	日時	研修名	対象
I-①	Zoom	11月26日(土) 14:00～15:30	多職種で学ぶ 「ストーマケアを一緒に考えよう 実践と役割とは」	医療・介護職 介護支援専門員等
I-②	ニプロ iMEP	1月29日(日) 9:30～12:00	多職種で学ぶ 「褥瘡ケアを一緒に考えよう 実践と役割とは」	
I-③	ニプロ iMEP	2月19日(日) 10:00～16:00	多職種で学ぶ 「意思決定支援を一緒に考えよう 実践と役割とは」	
II-①	ニプロ iMEP	12月11日(日) 14:00～15:30	看護実践力チェックセミナー 【実践編】在宅人工呼吸器のケアを学ぼう	在宅療養に携わる 看護職
II-②	ニプロ iMEP	1月29日(日) 13:00～14:30	看護実践力チェックセミナー 【基礎編】フィジカルアセスメントと臨床推論	
II-③	ニプロ iMEP	1月29日(日) 14:45～16:45	看護実践力チェックセミナー 【応用編】臨床推論を在宅看護に活かそう	
III-①	Zoom	10月29日(土) 10:00～12:00	地域在宅看護力向上研修:心不全ケア 【導入編】心不全の症状を捉えて適切な対応につなげる	病院外来・診療所・ 施設・介護サービ ス事業所・訪問看 護ステーション等 の看護職 在宅療養に携わっ ている方
III-②	Zoom	11月26日(土) 10:00～12:00	地域在宅看護力向上研修:心不全ケア 【実践編】心不全患者の在宅療養を支援する	
III-③	Zoom	12月11日(日) 10:00～12:00	地域在宅看護力向上研修:がんケア 「疼痛マネジメントと当院の緩和ケアチームの紹介」	
III-④	Zoom	12月18日(日) 10:00～11:30	地域在宅看護力向上研修:がんケア 「最近のがん薬物療法の動向・がん薬物療法の分類と特 徴的な副作用・在宅での抗がん薬の曝露対策」	
IV	滋賀医 大病院	1月21日(土) 13:30～16:30	多職種の看取りケア向上研修 「事例を通して多職種と共に導く最善解を考える」	医療・介護職 介護支援専門員等
V-①	Zoom	10月16日(日) 10:00～11:30	訪問看護ステーション出向経験者と学ぶ在宅療養支援と 地域連携 病院と訪問看護ステーションの連携強化による人材育成1	在宅療養に携わる 看護職・管理者 看護学生
V-②	ニプロ iMEP	3月18日(土) 13:30～16:30	訪問看護ステーション出向経験者と学ぶ在宅療養支援と 地域連携 病院と訪問看護ステーションの連携強化による人材育成2	

I 多職種で学ぶ在宅スキルアップ研修

在宅療養を支えるために必要な基本知識や技術を学ぶ研修
どの職種も新しい知見を学び、スキルアップできます

【対 象】在宅療養に携わっておられる医療・介護職、介護支援専門員 等

【参加費】無料

研修 番号	開催日・会場	研修内容	講師
I	① 11月26日(土) 14:00～15:30 オンライン研修	ストーマケア 「ストーマケアを一緒に考えよう 実践と役割とは」	訪問看護ステーションさと水口 八田 朋子 (皮膚・排泄ケア認定看護師)
	② 1月29日(日) 9:30～12:00 ニプロ iMEP	褥瘡ケア 「褥瘡ケアを一緒に考えよう 実践と役割とは」 講義・演習	滋賀医科大学医学部附属病院 河田優子 (皮膚・排泄ケア認定看護師)
	③ 2月19日(日) 10:00～16:00 ニプロ iMEP	意思決定支援:ACP 「意思決定支援を一緒に考えよう 実践と役割とは」 ・「多職種が関わる医療依存度の高い療養者と家族への支援」を通して、多職種連携の基本的な考え方を学ぶ ①急変時の対応:「なんか変、こんなときどうしたらいい？」 ②困難時の対応:「食べさせたらダメですか？」 ③看取りの対応:「こんなとき、どんな声をかけたらいいですか？」 ・「互いの専門性を理解し、相手を尊重しながら、互いに支援できる ACP」について学ぶ * よりよい多職種連携に向け、自身の専門職としての価値観に気づき、職種ごとのコミュニケーションや価値観の違いを知る	佛教大学 保健医療技術学部 看護学科 准教授 清水 奈穂美 (在宅看護専門看護師・訪問看護認定看護師) 滋賀医科大学医学部附属病院 看護臨床教育センター

Ⅱ 看護実践力チェックセミナー

特定看護師に学ぶ在宅療養支援のための臨床推論

—フィジカルアセスメントの基本—

フィジカルアセスメントと臨床推論—

フィジカルアセスメントから先を見越して予知できるナースに

特定行為研修を修了した看護師から在宅療養支援のために知っておくべき臨床推論について学びます。

- ・フィジカルアセスメントを駆使し、病態の予測ができ 緊急性の予測と重症度の判断ができます。
- ・実践編ではマスクフィッティングの演習や在宅人工呼吸器ケアを学ぶことができます。

講 師：滋賀医科大学医学部附属病院 看護師長 特定看護師 吉田 和寛

特定看護師・救急看護認定看護師 平良 英彦

場 所：ニプロ iMEP

対 象：外来、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業所の在宅療養に携わる看護職

参加費：無料

研修番号		日時	テーマ	内容
Ⅱ	①	12月11日(日) 14:00～15:30	【実践編】在宅人工呼吸器の ケアを学ぼう	NPPV ケアとマスクフィッティング 在宅人工呼吸器ケアを深めよう
	②	1月29日(日) 13:00～14:30	【基礎編】フィジカルアセスメ ントと臨床推論	系統的なフィジカルアセスメントを学ぼう 在宅で活かすフィジカルアセスメントの視点
	③	1月29日(日) 14:45～16:45	【応用編】臨床推論を在宅看 護に活かそう	事例から学ぶ臨床推論 シミュレーションを通して緊急度を見極めよう

Ⅲ 地域看護師看護力向上研修：心不全ケア・がん看護の研修も合わせて受講されると学びが深まります。

Ⅲ 地域在宅看護力向上研修：心不全ケア・がんケア

外来看護師と訪問看護師の連携を深めよう

全診療科の外来看護師、訪問看護師に知ってもらいたい内容です。

- ・在宅療養中の心不全患者の支援について慢性心不全看護認定看護師から学びます。
 - ◇ 心不全の既往がある患者の早めにキャッチして欲しい症状と見落とさないコツ
- ・最新のがん治療・緩和ケアについてを認定看護師から学びます。
 - ◇ 病院と在宅と施設の看護師が一緒に学び、心不全とがんの看護力を向上させましょう

対 象：病院、診療所、訪問看護ステーション、介護サービス事業所等の在宅療養に携わる看護職 等
参加費：無料

研修番号	日時・場所	研修内容	講師
Ⅲ	①	10月29日(土) 10:00～12:00 オンライン研修 【心不全ケア(導入編)】 心不全の症状と重症度を捉えて適切な対応につなげる ・心不全の症状と重症度を捉えるポイント ・心不全の症状と重症度に応じた適切な対応 ＊患者さんとのコミュニケーションでキャッチできるポイントをお伝えします	滋賀医科大学医学部附属病院 山下 貴久子 (慢性心不全看護認定看護師)
	②	11月26日(土) 10:00～12:00 オンライン研修 【心不全ケア(実践編)】 心不全患者さんの在宅療養を支援する ・病期に応じた医療ケアの概要 ・心不全緩和ケアについて ・体調管理と日常生活の注意点など ＊事例を通して対象の病期に応じた医療ケアを一緒に考えます	
	③	12月11日(日) 10:00～12:00 オンライン研修 【がんケアA】 ・疼痛マネジメントと 滋賀医大病院の緩和ケアチームの紹介	滋賀医科大学医学部附属病院 西川 誠人 (緩和ケア認定看護師)
	④	12月18日(日) 10:00～11:30 オンライン研修 【がんケアB】 ・最近のがん薬物療法の動向 ・がん薬物療法の分類と特徴的な副作用 ・在宅での抗がん薬の曝露対策	滋賀医科大学医学部附属病院 小倉 知子 (がん化学療法看護認定看護師)

Ⅳ 多職種の看取りケア向上研修 事例から学ぶ

「本人の望み」を多職種連携の中心におくことができるか

多職種と共に導く最善解を考える研修

地域包括ケアシステム、多死高齢社会、在宅医療現場の複雑化といった社会背景を考慮すると病いや障害を抱えて自宅や施設で暮らす人たちを“救うこと、治すこと”から“癒すこと、支えること、看取ること、に比重を傾ける時期を見極めることが求められます。そこには、倫理的葛藤に向き合わないといけない現場があると思います。そんなときに、多職種連携によるチームの力は欠かせません。本研修では、在宅ケアの基本的な考え方を理解し、事例を通して「本人の望み」を多職種連携の中心において、その人と家族にとっての最善解を導くことを考えます。

講 師：佛教大学 保健医療技術学部 看護学科 准教授

在宅看護専門看護師・訪問看護認定看護師 清水 奈穂美

対 象：在宅療養に携わっておられるすべての方

参加費：無料

研修番号	日時・場所	テーマ・目的	内容
Ⅳ	2023 年 1 月 21 日(土) 13:30～16:30 リップルテラス 会議室1	テーマ)事例を通して多職種と共に 導く最善解を考える研修 目的)療養者とその家族にとって の最善解を導くための判断力とチ ームケアを学びます	在宅ケアのための基本的な考え方 ① 地域包括ケアシステムと地域共生社会 ② 意思決定支援の変遷:ACPとSDM ③ 多職種連携のコンピテンシーモデル 事例から考える看取りのプロセス ① 在宅ケアのための判断力 ② 思いをつなぐチームケア ③ グループワーク

V 訪問看護ステーション出向経験者と学ぶ 在宅療養支援と地域連携

病院と訪問看護ステーションの連携強化 病院と訪問看護ステーション双方で人材育成に取り組もう

出向後に退院前訪問・退院後訪問を始めました。今、訪問看護師と病院看護師に伝えたいこと。

出向後に病院看護師から訪問看護師になりました。今、病院看護師に伝えたいこと。

訪問看護師が病院に出向しました。今、病院看護師と訪問看護師に伝えたいこと。

出向後にリンクナースになりました。『患者としてのみとらえず、「生活している人」としてとらえる』

私たちは何をすべきか、病院・訪看が果たすべき役割、そして私たちが描く看護の未来

対 象：在宅療養に携わる看護職・管理者、在宅療養に興味のある看護学生

参加費：無料

研修番号	日時・場所	テーマ	講師
V	① 10月16日(日) 10:00~11:30 オンライン	病院と訪問看護ステーションの連携強化による人材育成1 1) 連携強化のためのしくみづくり 退院前・退院後訪問 2) 認定看護師として病院から地域へ活動の場を変えて 3) 訪問看護師が病院へ出向して 4) 6か月の訪問看護ステーション出向を終えて 5) 出向コーディネーターのキャリア形成支援	1) 滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センター 山本 紗恵・高田 久美子 2) 訪問看護ステーションさと水口 皮膚排泄ケア認定看護師 八田 朋子 3) 訪問看護なかさと CCS 皮膚排泄ケア認定看護師 原田 美紀 4) 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟看護師 田中 海斗 5) 佛教大学保健医療技術学部看護学科 准教授 清水 奈穂美
	② 3月18日(土) 13:30~16:30 ニプロ iMEP	【教育講演】 看護基礎教育は「地域・在宅看護論へ」未来を担う人材育成 病院と訪問看護ステーションの連携強化による人材育成2 ・人材育成1の1)~3)と同じ 4) 訪問看護ステーション出向帰院後の退院支援リンクナースとしての実践 ・交流会	滋賀医科大学医学部看護学科公衆衛生看護学講座 訪問看護領域 教授 辻村 真由子 1) 滋賀医科大学医学部附属病院 患者支援センター 山本 紗恵・高田 久美子 2) 訪問看護ステーションさと水口 皮膚排泄ケア認定看護師 八田 朋子 3) 訪問看護なかさと CCS 皮膚排泄ケア認定看護師 原田 美紀 4) 滋賀医科大学医学部附属病院 病棟看護師 吉田 彬人・穂本 佳夏

✿ お申込み方法

令和4年度 滋賀県在宅医療サポート事業 研修一覧に申込研修番号を記載しています。ご希望の研修内容詳細は各プログラムをご確認いただき、研修開催日の原則2週間前までにお申込みください。申込み締切日を過ぎた場合は、お問い合わせください。

① お申込み

- ◇ QRコードからのお申込み: 右の QR コードを読み取り、申込みフォームにアクセスして、フォームの内容に沿って申込みください。(QRコードはデンソーウェーブの登録商標です)
※QRコードを読み取れない方は直接 URL を入力
<https://forms.gle/JQGFFmQkdwkdnSDw5>



- ◇ Eメールからのお申込み: ①お名前、②職名、③所属先、④電話番号、⑤メールアドレス、⑥申込番号を入力し、hqcnec@belle.shiga-med.ac.jp まで送信してください。

【個人情報の取り扱いについて】ご提供いただいた個人情報は、研修参加の事務手続き以外には使用しません。

- ◇ 教育支援ご相談の場合はEメールか別紙の研修・相談申込用紙をご利用ください。
FAX: 077-548-3671

② 申込みの受付通知

- ◇ 『Zoom』オンラインWeb研修について、メールにて参加URL、ID、パスワードを送信します。
- ◇ ご参加申し込みは「当日視聴される予定の端末から、その端末でお使いのメールアドレスでの登録」をお勧めします。

③ 受講

- ◇ 参加費は無料です。通信料はご負担となります。Wi-Fi 等、インターネット通信環境が必要です。
- ◇ PC、スマートフォンいずれからでも参加いただけます。ZOOM アプリをインストールしてご準備ください。
- ◇ 当日、開始時間10分前までに送付された URL にアクセスして受講してください。
- ◇ お申込みいただいた方に受講アンケートをメールで送信しますので、ご回答の返信にご協力をお願いいたします。

◇ 教育支援研修のご相談について

教育支援(現地または WEB 講師派遣)

現地または、リモートでオンライン研修(無料)を行います。在宅療養支援に必要な基本的な知識・技術、スタッフ教育など講師の必要な方は、ご相談ください。お申込み時のメールアドレスか電話番号に折り返し連絡いたします。

(テーマ、日程などによっては、ご要望にお応えできない場合があります。)

(申し込みは、下記内容をメールで送信くださるか、別添の申込用紙をご利用ください。)

施設名: _____

代表者名: _____ メールアドレス: _____

電話番号: _____ FAX番号: _____

研修相談

希望する内容、日時、困っていること 等 自由にご記入ください。

【個人情報の取り扱いについて】 ご提供いただいた個人情報は、研修参加の事務手続き以外には使用しません。

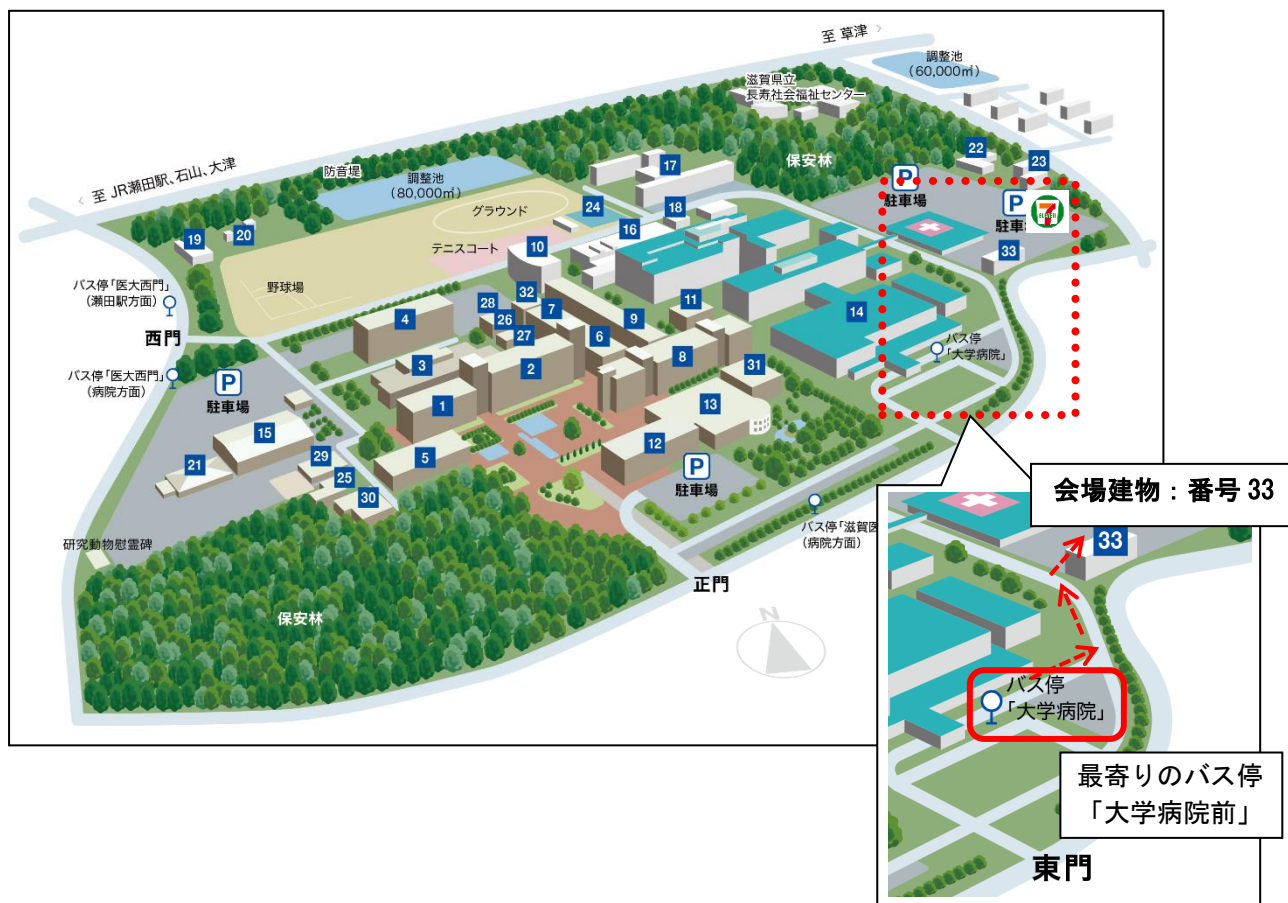
お申し込み先：滋賀医科大学医学部附属病院 看護臨床教育センター

FAX 077-548-3671 **E-mail** hqcnec@belle.shiga-med.ac.jp

✿ 研修場所

・滋賀医科大学医学部附属病院 滋賀県大津市瀬田月輪町 リップルテラス会議室1

○キャンパス内案内（滋賀医科大学ホームページに、交通・アクセス、キャンパスマップを掲載しております。）



・医療研修施設 ニプロ iMEP （駐車場がありません。公共交通機関をご利用下さい。）

滋賀県草津市野路町 3023 番地 TEL:077-564-0610



南草津駅徒歩 3 分

問合せ先

事 務 連 絡
2022 年 9 月 8 日

一般社団法人草津栗東医師会
会 長 新 木 真 一 様

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会

サイバーセキュリティ対策講習会のご案内

新秋の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、びわ湖あさがおネットの活用および本協議会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本協議会では、びわ湖あさがおネットのご利用者様を対象に、別紙のとおりサイバーセキュリティ対策講習会を開催いたします。

びわ湖あさがおネットのご利用に関わる内容のみならず、皆さまが業務や生活でご利用されているインターネットについて、安全にご利用いただくための講習内容を予定しております。

つきましては、本講習会へのご参加をご検討いただきますとともに、所属する関係者様へご案内いただければ幸いです。

お忙しいところ恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【お問い合わせ】

滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会

『びわ湖あさがおネット』事務局

Mail; contact@biwako-asagao.ne.jp

Tel; 077-582-5071

サイバーセキュリティ対策 講習会のご案内

びわ湖あさがおネットをご利用の皆さま

日時：2022年10月13日（木）15:00～（90分）

会場：オンライン（ZOOM）形式

対象：びわ湖あさがおネットご利用者

内容：サイバーセキュリティ対策の基本
～被害にあわないためにできること～

講師：滋賀県警察本部生活安全部

サイバー犯罪対策課 古野 孝昭 氏



是非、ご受講ください！

いつもびわ湖あさがおネットをご利用いただき、ありがとうございます。

インターネットの普及により、私たちの生活はとても便利になりました。仕事においても、ITの発展により業務が効率化され、今やなくてはならない存在です。

しかしながら、昨今の世界情勢悪化を受け、サイバー攻撃等の事案が多発しています。医療・介護の分野でも被害が報告されており、診療などの通常業務が停止に追い込まれるなど、甚大な被害が発生しています。

そこで、当協議会では、びわ湖あさがおネットを安全にご利用いただくことはもちろん、皆さまの業務や生活において安心・安全にインターネットをご利用いただくため、サイバーセキュリティ対策に関する講習会を企画いたしました。

セキュリティ対策の基本について、被害にあわないために各自ができることを知り、安心・安全にインターネットを利用する一助となれば幸いです。

ご希望の方は、びわ湖あさがおネット事務局までメールにてお申込みください。

Mail; contact@biwako-asagao.ne.jp

※メールタイトルに「サイバーセキュリティ講習会参加希望」、本文に「所属・氏名」と「ご連絡先（メールアドレス・電話）」をご記載の上、10月7日までにお申し込みください。

各位

2022年 9月吉日

守山野洲医師会会長 小西 常起

2022年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携
IN守山・野洲開催について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、守山野洲医師会の運営にご指導を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大は終息に至っていませんが、2022年度第1回目は、参加人数等の工夫をしながら、開催することができました。

第2回目は残念ながら開催することができませんでしたが、多くの皆様から、「開催を心待ちにしています」とお言葉を頂戴しました。

本会は平成24年度から、守山野洲医師会、連携型認知症疾患医療センター藤本クリニックを中心にして、様々な職種の参加者が集まり、回を重ねてきました。今後も認知症の人と家族を地域で支えることを一番の目標として、早期発見、かかりつけ医における診断や家族支援、認知症ケアの充実、多職種連携などを中心として、多くの参加者と共に作り上げていきたいと思っております。

また、南部圏域の多職種連携のさらなる充実を目指して、草津市、栗東市の皆さま方からのご参加もいただくことができ、より活気ある会へと発展してきていますので、引き続き、皆様のご参加をお待ちしております。

今回は、人数の制限も考慮しながら、何とか無事に開催できますよう準備を進めておりますので、皆様方からのご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

以上

2022年度 第3回 認知症の医療と福祉の連携 I N守山・野洲

日時 2022年 10月 27日（木曜日）
18：15分から19：30分

場所 守山市駅前コミュニティーホール
セルバ守山3階

参加締め切り 2022年 10月 17日

内容



地域包括支援センターからの事例提供と事例検討

FAX 077-582-6040

藤本クリニック 宛

参加申し込み

() ご出席 申し込み後に参加人数の調整をお願いする場合があります。
その場合はこちらからご連絡をしますので、連絡がなければ
申込者全員でお越しください。

ご所属	
電話番号	
お名前	
お名前	

事務局・お問い合わせ先
連携型認知症疾患医療センター藤本クリニック

日医発第 1006 号（法安）

令和 4 年 9 月 2 日

都道府県医師会長 殿
郡市区医師会長 殿

日本医師会
会 長 松 本 吉 郎
（公 印 省 略）

令和 4 年度 ICT を活用した在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」の
開催について

今般、日本医師会では、令和 4 年度厚生労働省 ICT を活用した在宅看取りに関する研修事業について実施団体の選定を受け、「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」を開催することとなりました。

情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等の取扱いについては、「規制改革実施計画」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、在宅での穏やかな看取りが困難な状況に対応するため、医師が自らの診療下にある患者について、受診後 24 時間経過して死亡した場合であっても、下記 a ～ e の全ての要件を満たす場合には、医師が対面での死後診察によらず死亡診断を行い、死亡診断書を交付することができるようになりました。

これを受け、平成 28 年度厚生労働科学研究において情報通信機器（ICT）を用いた死亡診断等を行う際の基本的考え方、具体的手順等についての研究がなされ、その結果を踏まえ「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」（以下、「本ガイドライン」）が策定されております。（平成 29 年 9 月 19 日日医発第 595 号通知参照）

- a 医師による直接対面での診療の経過から早晩死亡することが予測されていること
- b 終末期の際の対応について事前の取決めがあるなど、医師と看護師と十分な連携が取れており、患者や家族の同意があること
- c 医師間や医療機関・介護施設間の連携に努めたとしても、医師による速やかな対面での死後診察が困難な状況にあること
- d 法医学等に関する一定の教育を受けた看護師が、死の三兆候の確認を含め医師とあらかじめ決めた事項など、医師の判断に必要な情報を速やかに報告できること
- e 看護師からの報告を受けた医師が、テレビ電話装置等の ICT を活用した通信手段を組み合わせることで患者の状況を把握することなどにより、死亡の事実の確認や異状がないと判断できること

本ガイドラインにおいて、医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師が受けなければならないとされる「法医学等に関する一定の教育」研修を、令和元年度より日本医師会が厚生労働省の委託を受け、開催しておりますが、今般の新型コロナウイルス感染症の感染状況に鑑み、今年度研修も昨年度研修同様、別紙の要領で開催することとなりました。

また、本研修会を受講する看護師のサポートを受け遠隔から死亡診断を行う可能性のある医師についても、座学（e-learning）及び演習の受講を可能としています。

貴会におかれましては、上記の制度趣旨をご理解いただき、標記研修会についての情報提供にご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず研修会開催を延期もしくは中止する場合がありますことを予めご了承いただきますようお願い申し上げます。

「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」

開催要領

1 研修形式

〈座学〉 e-learning 形式により、法医学に関する講義、看護に関する講義を視聴

〈演習〉座学を終えた後、下記のいずれか 1 日程において、「演習」受講

○東京会場 各回定員 25 名

①令和 4 年 11 月 20 日(日) ②11 月 26 日(土) ③11 月 27 日(日)

○大阪会場 各回定員 25 名

④令和 4 年 12 月 17 日(土) ⑤12 月 18 日(日)

〈実地研修〉大学法医学教室及び監察医務機関等において、解剖、死体検案を見学

2 対象者

原則として、以下の要件（ア～カ）のすべてを満たす訪問看護事業所の看護師

（ア） 看護師としての実務経験 5 年以上を有し、その間に患者の死亡に立ち会った経験が 3 例以上ある。

（イ） 看護師としての実務経験のうち、訪問看護または介護保険施設等において 3 年以上の実務経験を有し、その間に患者 5 名に対しターミナルケアを行った※1ことがある。

※1 ここでいう「ターミナルケアを行った」とは、訪問看護においては、患者の死亡日及び死亡前 14 日以内に、2 回以上の訪問看護を実施し、ターミナルケアに係る支援体制について患者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合をいう。

また、介護保険施設等においては、当該施設の看取りに関する指針等に基づき、看護師が対象となる入居者に対するターミナルケアに関する計画の立案に関与し、当該計画に基づいてターミナルケアを行った場合をいう。

（ウ） 実務において ICT を活用して連携している医師に、研修受講について説明し、同意を得ていること。（医師の同意書を提出）

（エ） 「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン」を読み、理解していること

（オ） 所属施設で業務上タブレットまたはスマートフォン等を使用していること

（カ） 所定の期間内に 2 体以上の死体検案又は解剖に立ち会う実地研修※2が履修できること

※2 ここでいう「実地研修」とは、大学法医学教室及び監察医務機関等において、死体検案や解剖見学に参加することを通じ、死の三兆候や死後硬直等の法医学等に関する講義で学ぶ内容を実際に観察する研修をいう。

3 プログラム

別添参照

4 備考

e-learning による講義視聴、会場における演習参加および実地研修の全プログラムを履修した者に修了証を交付する。

※詳細は本研修会の案内サイト https://www.med.or.jp/people/info/doctor_info/010774.html をご参照ください。

以 上

令和 4 年度 ICT を活用した在宅看取りに関する研修事業
「医師による遠隔での死亡診断をサポートする看護師を対象とした研修会」
(案)

<各会場共通>

①座学(e-learning 受講)		
講義	60 分	「わが国の死因究明制度」
講義	90 分	「法医学に関する一般的事項① ・死因論 ・内因性急死」
講義	90 分	「法医学に関する一般的事項② ・外因死」
講義	60 分	「法医学と看護」
講義	40 分	「ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援～死亡前から死亡後に至る利用者・家族への接し方～」(課題提示を含む)
②会場での受講		
講義・演習	185 分	「実際に使用する機器を用いた医師との情報伝達のシミュレーションー死亡確認後の説明と死亡診断書の交付の仕方ー」 ※DVD 視聴後シミュレーション実践
演習	95 分	「ICT を利用した死亡診断等の制度を活用する利用者・家族に対する意思決定支援 (ロールプレイ)」
総合討論	40 分	「ICT を利用した死亡診断に関する在宅看取りの実践についての意見交換」
閉会挨拶・事務連絡	15 分	閉会挨拶・「実地研修、修了証交付の手続き等に関する説明、アンケート記入」
③実地研修		
2 体以上の死体検案または解剖への立ち会い (但し、コロナ禍により死体検案又は解剖への立ち会いが困難な状況にあることに鑑み、当面の間、代替講義受講により、1 体しか立ち会えない場合であっても研修を履修したものとみなされます。)		

※①～③を順に、すべて履修した受講者に修了証を交付する。

※本プログラムは予定であり、研修会開催までに変更の可能性があります。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、やむを得ず本研修会の実施を延期、もしくは中止する場合がありますことをあらかじめご了承ください。

滋 生 企 丙 発 第 S1952 号
令和4年(2022年)9月20日

各 地域、職域医師会長 様

滋賀県警察本部生活安全部
生 活 安 全 企 画 課 長
(公 印 省 略)

後期高齢者医療制度の見直しに便乗した詐欺の被害防止の協力について(依頼)

初秋の候、貴団体におかれましては益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、犯罪抑止活動等、警察業務の各般にわたり深い御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年10月1日、「後期高齢者医療制度」が見直され、一部の被保険者に対して過払い金の還付が行われますが、滋賀県警察では、この見直しに便乗する詐欺事件の被害防止を図るため、啓発動画及びチラシを作成しました。

また、この他にも、多発するメールによる架空料金請求詐欺やキャッシュカードをだまし取る詐欺の被害防止動画も作成いたしました。

つきましては、貴会管内の医療機関への情報提供をしていただき、県民の安全安心に寄与していただきますようお願い申し上げます。

記

1 動画

後期高齢者医療制度見直し便乗詐欺啓発動画

架空料金請求詐欺動画

キャッシュカードをだまし取る詐欺動画

※県警公式YouTubeチャンネルに9月22日に公開を予定しております。

2 その他

動画データをご入用の場合は、下記担当者までメールまたは電話でご連絡いただければ、DVDまたはデータ便での動画データを送付させていただきます。

滋賀県警察本部 生活安全部 生活安全企画課

担当：坂井・倉本

Tel：077-522-1231（内線：3033）

Mail：pa1101@pref.shiga.lg.jp

還付金詐欺の増加が 予想されます！

還付金詐欺ってどんな詐欺？



なんで増加が予想されるの？



なぜ増加が
予想される
のか



令和4年10月1日から
後期高齢者医療制度が見直しされ
75歳以上の一部の高齢者等に
「医療費」が還付されるからです！

還付金
詐欺とは



公的機関(主に市役所職員)を装い
「払い戻し金があります」など
言葉巧みにATMへ誘導し、犯人の口座に
お金を振り込ませる手口の詐欺です。

もっと詳しく！

後期医療制度の見直しについて

令和4年10月1日から、一部の方が1割負担から2割負担となるよう高齢者医療制度が改正されます。

ただし、2割負担の対象者は、1か月の負担増加額が3000円までとなり、差額が口座へ払い戻されます。

1. 口座の登録がされていない方には
申請書が郵送されてきます。
2. 電話や訪問での登録手続きや
職員が通帳等を預かることは、絶対にありません。
3. ATM操作で払い戻しされることは絶対にありません。

詳細は滋賀県の「後期高齢者医療広域連合
コールセンター(☎ 0570-043-110)」
までお願いします。

(※通話料がかかります)

受付時間: 9時から17時(土曜日、日曜日、祝日を除く)

開設期間: 令和4年12月28日まで



還付金詐欺の手口

公的機関（市役所など）を名乗る電話かかってくる。

医療費（保険料）の払戻し金（還付金）があります。○月にハガキ（封筒）を送っていますが届いてませんか？

話を進めると...



○日に期限が切れているのですが
ATMだと今からお手続きいただけます。
どこの金融機関をお使いですか？
電話を切らず、今すぐATMへ
行ってください。

このようにATMへ誘導し、お金が返ってくる手続きを装って、犯人の口座にお金を振り込む手続きをさせられます。

講演会・研修会等のご案内

第11回理事会連絡事項

開催日時	講演会・研修会名	会場等	内容・講師等	実施主体	申込先・連絡先	研修会単位等
9月27日(火) 14:30～15:30	令和4年度死体検案研修会 (近江八幡市蒲生郡医師会)	竜王町公民館 蒲生郡竜王町大字小口276-1	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月28日(水) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (彦根医師会)	彦根市保健・医療複合施設 くすのきセンター 彦根市八坂町1900-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
9月29日(木) 15:00～16:00	令和4年度死体検案研修会 (東近江医師会)	東近江地域医療支援セン ター 東近江市中小路町483-4	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
★9月29日(木) 15:00～16:00	第1回小児救急医療地域医師研修 会(大津市医師会)	オンライン配信 接続アドレスは大津市医師会HP	テーマ「子どもの発熱(仮)」 滋賀県医師会小児救急医療対策委員会 委員 伊藤 英介 先生	滋賀県 医師会	会報9月号で案内	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月6日(木) 15:00～16:30	第90回学校保健学校医研修会	キラリエ草津 草津市大路2-1-35	「摂食障害について」(仮題) 滋賀医科大学附属病院 神経科 眞田 陸 先生	滋賀県 医師会	学校保健担当 会報8月号・FAXにて案 内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)
10月15日(土) 14:30～17:30	産業医研修会	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	1.「中小規模事業場における産業医業務について」(仮) 一般社団法人 近畿健康管理センター 西村 明 芳 先生 きづきクリニック 木築 野百合 先生 2.「企業と医療機関、それぞれから支える両立支援」(仮) 滋賀産業保健総合支援センター 副所長 吉川 昌毅 氏 (6月26日と同じ内容です)	滋賀県 医師会	産業保健担当 会報8月号・FAXにて案 内予定	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定産業医制度: 基礎 実地1.5単位 後期1.5単位 生涯 実地1.5単位 専門1.5単位 (申請予定)
10月27日(木) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (守山野洲医師会)	守山市すこやかセンター 守山市下之郷三丁目2-5	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
11月12日(土) 14:30～18:00(予定)	第38回滋賀医学会総会 (Web配信併用)	琵琶湖ホテル 3階 瑠璃 大津市浜町2-40	テーマ「神経疾患の最新治療」 講演 ①「(仮)認知症について」 医療法人藤本クリニック 院長 藤本 直規 先生 ②「(仮)神経変性疾患について」 滋賀医科大学内科学講座脳神経内科 准教授 眞田 充 先生 ③「(仮)神経免疫疾患について」 大津赤十字病院 脳神経内科 部長 松井 大 先生	滋賀県 医師会	生涯教育担当 FAXにて案内予定	日医生涯教育制度: (申請予定)
★11月19日(土) 15:30～18:00	滋賀県医師会・滋賀県スポーツ医 会 共催 スポーツ医研修会(秋期 滋賀県スポーツ医会勉強会)	ウイングプラザ E会議室 栗東市縹2-4-5	講演 ①「今後のスポーツ界とスポーツ医療の連携の在り方について」 一滋賀県野球連絡協議会発足の経緯と現在の活動から」 滋賀県野球連絡協議会 事務局長 今井 義尚 先生 ②「東京2020オリンピック・パラリンピックカヌー競技会場の医療体制」 滋賀県スポーツ医会 理事 坂井田 稔 先生 ③「コンディション不良状況における主催者と医事管理者の法的責任」 おおみ法律事務所 弁護士 桂 充弘 先生	滋賀県 医師会	スポーツ医担当 会報9月号で案内済	日医生涯教育制度: (申請予定) 日医認定健康スポーツ医 制度:再研修会2単位(申 請中)
12月22日(木) 15:00～16:00	令和4年度死体検案研修会 (大津市医師会)	琵琶湖ホテル 大津市浜町2-40	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和5年1月26日(木) 14:00～15:00	令和4年度死体検案研修会 (甲賀湖南医師会)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位
令和5年3月23日(木) 15:30～16:30	令和4年度死体検案研修会 (湖北医師会)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	テーマ「はじめての死体検案」 滋賀医科大学 社会医学講座 法医学部門 教授 一杉 正仁 先生	滋賀県 医師会	検案担当 地域医師会から案内	日医生涯教育制度 CC:6-1単位

・ 9 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/ 9/17 (土)	産業医研修会 (第5回)	2:30 PM (~ 7:00 PM)	ピアザ淡海 ピアザホール	県医師会	
R4/ 9/17 (土)	第72回全国医師会医療秘書学院連絡協議会定例総会→WEB開催に変更	3:10 PM (~ 6:00 PM)	ホテルメトロポリタン秋田 →県医師会 3階会議室	日医	
R4/ 9/19 (月)	岩佐弘明第102代滋賀県議会議長就任祝賀会	11:00 AM (~)	びわ湖大津プリンスホテル コンベンションホール淡海	県	★
R4/ 9/20 (火)	第1回都道府県医師会会長会議 (TV会議)	3:00 PM (~ 5:00 PM)	配信会場: 日本医師会 参加会場: 会長室	日医	
R4/ 9/21 (水)	第12回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/ 9/22 (木)	令和4年度 第1回びわこリハビリテーション専門職大学 教育課程連携協議会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	Zoomによるオンライン開催	その他	★
R4/ 9/22 (木)	第1回医療事故調査支援委員会	3:30 PM (~ 4:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/ 9/27 (火)	令和4年度 死体検案研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	竜王町公民館	県医師会	
R4/ 9/27 (火)	中絶審査	3:00 PM (~ 4:00 PM)	応接室	県医師会	★
R4/ 9/28 (水)	令和4年度 死体検案研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	くすのきセンター	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度地域エコチル調査運営協議会	2:00 PM (~ 3:00 PM)	キャンパスプラザ京都 2階 第1会議室	その他	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 小児救急医療地域医師研修会(大津市医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	WEB	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	令和4年度 死体検案研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R4/ 9/29 (木)	滋賀県がん診療連携協議会地域連携部会 前立腺がん連携パスWG	4:00 PM (~ 5:00 PM)	大津赤十字病院 外来棟 4階 母親教室	県	★
R4/ 9/30 (金)	社会福祉法人びわこ学園 令和4年度第2回評議員会	1:00 PM (~ 3:00 PM)	びわこ学園医療福祉センター野洲 地域交流スペース会議室	その他	★
R4/10/ 2 (日)	滋賀県死生懇話会「死生懇話会委員によるリレートークイベント(第二弾)」	2:00 PM (~ 3:30 PM)	県大津合同庁舎 7-D会議室	県	★
R4/10/ 3 (月)	無戸籍者支援関係団体・機関等連絡協議会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	大津地方法務局会議室 (大津びわ湖合同庁舎3階)	県	★
R4/10/ 4 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	
R4/10/ 5 (水)	第13回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/ 5 (水)	勤務医活動検討委員会	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/ 6 (木)	母体保護法指定医師審査委員会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	★
R4/10/ 6 (木)	第90回学校保健学校医研修会	3:00 PM (~ 4:30 PM)	キラリエ草津 6F 大会議室 草津市大路2-1-35	県医師会	
R4/10/ 6 (木)	滋賀県がん診療連携協議会 第2回診療支援部会	5:00 PM (~ 6:30 PM)	Zoomによる開催	県	
R4/10/ 7 (金)	第7回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/ 8 (土)	近医連学校医研究協議会第1回理事会	2:30 PM (~)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R4/10/11 (火)	第36回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症担当理事連絡協議会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Web開催	日医	★
R4/10/12 (水)	日本医師会第1回定款・諸規程検討委員会(Web会議)	4:00 PM (~ 6:00 PM)	会長室	日医	★
R4/10/13 (木)	第5回滋賀県医師会・地域職域医師会会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	

・ 10月以降 行事予定表 ・

(令和4年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/10/15 (土)	令和4年度近畿府県合同防災訓練	7:00 AM (~)	旧長浜北高等学校跡地(滋賀県長浜市)	県	★
R4/10/15 (土)	令和4年度全国医師会勤務医部会連絡協議会	10:00 AM (~ 5:25 PM)	ANAクラウンプラザホテル グランコート名古屋	日医	
R4/10/15 (土)	第4回近医連常任委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	ホテルオークラ神戸1階「クリスタル」	近医連	
R4/10/15 (土)	産業医研修会 (第6回)	2:30 PM (~ 5:30 PM)	ニプロiMEP ニプロホール 草津市野路町3023	県医師会	
R4/10/15 (土)	近畿ブロック衛生主管部長・府県医師会長合同連絡会議	3:30 PM (~)	ホテルオークラ神戸1階「曙」	近医連	
R4/10/16 (日)	令和4年度近畿府県合同防災訓練(滋賀県総合防災訓練)	8:30 AM (~ 1:00 PM)	旧長浜北高等学校跡地(滋賀県長浜市)	県	
R4/10/17 (月)	滋賀県国民健康保険審査会	2:00 PM (~)	県大津合同庁舎 7-A会議室	県	★
R4/10/18 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R4/10/18 (火)	剖検・Aiシステム運営委員会	3:00 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/19 (水)	第14回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/10/19 (水)	令和4年度都道府県医師会医師会組織強化担当役員連絡協議会(WEB)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	3階会議室	日医	★
R4/10/20 (木)	第66回滋賀県学校保健・安全研究大会	1:00 PM (~ 4:10 PM)	栗東芸術文化会館「さくら」	県	★
R4/10/20 (木)	湖北医師会・滋賀県医師会共催 BLS+AED研修会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ(長浜市港町4-17)	県医師会	
R4/10/22 (土)	滋賀県看護協会法人化70周年記念式典	10:00 AM (~ 2:00 PM)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖	関連団体	★
R4/10/23 (日)	リーダーシップ研修会	10:00 AM (~ 5:00 PM)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖	県医師会	
R4/10/23 (日)	増田豊氏旭日雙光章受章祝賀会	11:30 AM (~)	ホテル ポストンプラザ草津びわ湖 6階 ケネディルーム	関連団体	★
R4/10/25 (火)	令和4年度滋賀県がん対策推進協議会(ハイブリッド開催)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	県庁 北新館 5-C会議室 もしくは Zoom参加	県	★
R4/10/26 (水)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(彦根医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	彦根市保健・医療複合施設(くすのきセンター)3F	県医師会	
R4/10/27 (木)	令和4年度 死体検案研修会(守山野洲医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	守山市すこやかセンター	県医師会	
R4/10/27 (木)	令和4年度 労災診療研修会(Web開催)	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/10/27 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(東近江医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	東近江地域医療支援センター	県医師会	
R4/10/27 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(湖北医師会)	3:00 PM (~ 4:00 PM)	北ビワコホテルグラツィエ 長浜市港町4-17	県医師会	
R4/10/29 (土)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(甲賀湖南医師会)	4:00 PM (~ 5:00 PM)	公立甲賀病院 甲賀市水口町松尾1256番地	県医師会	
R4/11/1 (火)	日本医師会設立75周年記念式典並びに医学大会	11:00 AM (~ 1:30 PM)	日本医師会	日医	★
R4/11/8 (火)	第8回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/9 (水)	第15回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/11/10 (木)	令和4年度 滋賀県腎臓検診検討会	3:00 PM (~ 5:00 PM)	県庁本館4A会議室	県	★
R4/11/12 (土)	第53回全国学校保健・学校医大会(ハイブリッド開催)	10:00 AM (~ 6:00 PM)	主会場: 岩手県(メトロポリタン盛岡)、Web	日医	

・ 1 1 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/11/12 (土)	第38回滋賀医学会総会	2:30 PM (～ 6:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R4/11/14 (月)	第1回滋賀県高齢化対策審議会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	調整中	県	★
R4/11/15 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/11/15 (火)	第2回都道府県医師会長会議 (TV会議)	3:00 PM (～ 5:00 PM)	配信会場: 日本医師会 参加会場: 会長室	日医	★
R4/11/16 (水)	(予定)滋賀県医療安全推進検討会	2:30 PM (～ 4:30 PM)		県	★
R4/11/17 (木)	第6回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (～ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/11/19 (土)	近医連医療安全担当理事連絡協議会	2:30 PM (～)	ホテルグランヴィア大阪	近医連	
R4/11/19 (土)	スポーツ医研修会(滋賀県医師会・滋賀県スポーツ 医会共催)(秋期滋賀県スポーツ医会勉強会)	3:30 PM (～ 6:00 PM)	ウイングプラザ E会議室 栗東市緒2-4-5	県医師会	
R4/11/21 (月)	滋賀県社会福祉協議会70周年記念式典	1:00 PM (～)	びわ湖ホール中ホール	関連団体	★
R4/11/21 (月)	令和4年度第1回がん患者就労支援専門部会・滋賀 長期療養者就職支援担当者連絡協議会・滋賀県両 令和3年度 滋賀県心臓検診検討会	2:00 PM (～ 4:00 PM)	滋賀労働局 6階 会議室	県、労働局	★
R4/11/24 (木)		2:30 PM (～ 5:00 PM)	県庁	県	★
R4/11/26 (土)	草津栗東医師会産業医研修会	3:30 PM (～ 5:00 PM)	クサツエストピアホテル	地域医師会	★
R4/11/27 (日)	第54回滋賀県国保地域医療学会	10:30 AM (～ 5:15 PM)	ピアザ淡海 3階 大会議室	関連団体	★
R4/11/30 (水)	第16回理事会	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/ 9 (金)	第9回広報委員会	2:30 PM (～ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	
R4/12/10 (土)	女性医師支援・ドクターバンク連携 近畿ブロック会 議(Web会議)	2:30 PM (～ 4:30 PM)	3階会議室	日医	
R4/12/13 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (～)	支払基金	関連団体	
R4/12/14 (水)	第17回理事会(12月15日に変更)	2:30 PM (～ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R4/12/15 (木)	第17回理事会(12月14日から変更)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル「グリーン」	県医師会	
R4/12/15 (木)	滋賀県と三師会との協議会	5:00 PM (～)	琵琶湖ホテル「瑠璃」	県三師会	★
R4/12/17 (土)	近医連災害時支援協定書に基づく訓練事前打合せ 会(Web開催)	3:00 PM (～)	理事室	近医連	★
R4/12/17 (土)	隣接ブロック当番県・次期当番県医師会長会議	4:00 PM (～ 7:30 PM)	シェラトングランドホテル広島 3階「水輝」	関連団体	★
R4/12/18 (日)	WATCH in Shiga 2022	2:00 PM (～ 5:30 PM)	びわ湖大津プリンスホテル コンベン ションホール淡海	県医師会	★
R4/12/19 (月)	令和4年度 国立大学法人滋賀医科大学学外有識者 会議	10:00 AM (～ 12:00 PM)	滋賀医科大学(予定)	関連団体	★
R4/12/22 (木)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(守山野洲 医師会)	2:00 PM (～ 3:00 PM)	すこやかセンター3階 講習室	県医師会	
R4/12/22 (木)	令和4年度 死体検案研修会(大津市医師会)	3:00 PM (～ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R4/12/23 (金)	小児救急医療地域医師研修会(高島市医師会)	2:30 PM (～ 3:30 PM)	ウエストレイクホテル可以登楼 高島市今津町名小路1丁目6-10	県医師会	
R4/12/23 (金)	第37回都道府県医師会新型コロナウイルス感染症 担当理事連絡協議会	4:00 PM (～ 5:30 PM)	Web開催	日医	★

・ 1 2 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R4/12/27 (火)	第9回小児救急医療地域医師研修会(近江八幡市蒲生郡医師会)	2:30 PM (~ 3:30 PM)	近江八幡地域医療支援センター内 多目的室	県医師会	
R5/ 1/10 (火)	第10回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 1/12 (木)	第7回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	琵琶湖ホテル	県医師会	
R5/ 1/17 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 1/21 (土)	令和4年度近畿・北陸6県医師会長会議	6:00 PM (~)	越前・三国「川喜」 ホテルフジタ福井	関連団体	★
R5/ 1/25 (水)	第18回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 1/26 (木)	令和4年度 死体検案研修会(甲賀湖南医師会)	2:00 PM (~ 3:00 PM)	公立甲賀病院	県医師会	
R5/ 1/27 (金)	令和4年度全国メディカルコントロール協議会連絡会 (第2回)	2:00 PM (~ 5:00 PM)	広島市(予定)	国	
R5/ 1/28 (土)	令和4年 小児救急医療地域医師研修会(草津栗東 医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	市民総合交流センター(キラリエ草 津) 5階(予定)	県医師会	
R5/ 2/ 1 (水)	人獣共通感染症研修会(予定)	2:00 PM (~ 4:00 PM)	未定	県医師会	★
R5/ 2/ 2 (木)	第91回学校保健学校医研修会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	栗東芸術文化会館さくら 小ホール	県医師会	
R5/ 2/ 6 (月)	第11回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 2/ 8 (水)	第19回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 2/14 (火)	滋賀県がん診療連携協議会 第3回研修推進部会	4:30 PM (~ 6:00 PM)	Zoomによる開催	県	
R5/ 2/16 (木)	第8回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 2/18 (土)	近医連産業保健担当理事連絡協議会	2:30 PM (~)	梅田スカイビル	近医連	
R5/ 2/19 (日)	第71回近医連学校医研究協議会総会・第2回理事 会	10:30 AM (~)	神戸ポートピアホテル	近医連	
R5/ 2/22 (水)	第20回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 2/25 (土)	マネジメント研修会	1:00 PM (~ 5:00 PM)	ピアザ淡海 305会議室	県医師会	
R5/ 3/ 5 (日)	令和4年度 都道府県災害医療コーディネーター研 修	10:10 AM (~ 4:10 PM)	日本赤十字社 東京四港区芝大門 1-1-3 2階 201 会議室	国	★
R5/ 3/ 6 (月)	第12回広報委員会	2:30 PM (~ 3:30 PM)	3階会議室	県医師会	★
R5/ 3/ 8 (水)	第21回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/14 (火)	第2回滋賀県がん診療連携協議会	2:00 PM (~ 3:30 PM)	滋賀県立総合病院 新館4階 講堂	県	
R5/ 3/14 (火)	社保支払基金支部運営委員会	3:00 PM (~)	支払基金	関連団体	
R5/ 3/16 (木)	第9回滋賀県医師会・地域職域医師会長会議	2:30 PM (~ 4:00 PM)	3階会議室	県医師会	
R5/ 3/22 (水)	第22回理事会	2:30 PM (~ 4:00 PM)	理事室	県医師会	
R5/ 3/23 (木)	令和4年度 死体検案研修会(湖北医師会)	3:30 PM (~ 4:30 PM)	北ビワコホテルグラツィエ	県医師会	

・ R 5 3 月 以 降 行 事 予 定 表 ・

(令和4年9月14日 現在)

年/月/日(曜日)	行 事	開始時刻	会 場	実施主体	摘要
R5/ 3/24 (金)	公益財団法人滋賀県健康づくり財団 第52回理事会	2:00 PM (~ 4:00 PM)	滋賀県健康づくり財団 大会議室	関連団体	

草津栗東医師会・行事予定表

令和4年 10月

日	曜日	行 事	時 間	会 場
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火			
12	水			
13	木	地域職域医師会会長会議	14:30～16:00	
		おでかけドクターとお気軽トーク	14:00～15:00	くさつ優愛保育園・子育て支援センター
		感染対策向上加算 合同カンファレンスと研修会	15:00～16:30	淡海医療センターあおばなホール
14	金			
15	土			
16	日			
17	月			
18	火			
19	水	第197回草津栗東医師会循環器研究会(ハイブリッド形式)	20:00～21:30	クサツエストピアホテル(本部)
20	木			
21	金			
22	土	10月理事役員会	14:00～15:30	キラリ草津303会議室
23	日			
24	月			
25	火			
26	水	医師国保健康診断	8:30～15:00	済生会滋賀県病院
27	木	医師国保健康診断	8:30～15:00	
28	金	医師国保健康診断	8:30～15:00	
29	土	10月例会・診療科紹介	14:00～15:30	エストピアホテル
		CPC症例検討会	15:30～16:30	
30	日	ゴルフ同好会		ジャパンエース
31	月			